

入金をしよとするものであります。

まず大蔵省預金部特別会計におきましては、昭和二十四年度における歳出としましては、人件費及び事務費、預金利子、通信事業特別会計への繰入金等、合計百三億九千六百二十五万六千円を要するものであります。その歳入としましては、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等、合計六十六億四千四百六十万二千円でありまして、差引三十七億五千六百五十四千円の歳入不足を生ずるので、この不足額を一般会計からの繰入金をもつて補填しようとするものであります。

次に、食糧管理特別会計におきましては、農業災害補償法により、農業共済組合の組合員が支拂すべき農作物共済にかかる共済掛金の一部を負担し、この負担は、これを食糧を消費したしますものが負担するように、食糧の賣渡し価格を定めることとなつてゐるのであります。しかるに價格政策の見地から、従来これを賣渡し價格に計算することなく、保険料は一般会計からの繰入金をもつて補填して参つたのであります。昭和二十四年度分については、同様の措置を講ずる必要がある次第であります。よつて、二十八億九千八百四十八万三千円を昭和二十四年度において、一般会計からの繰入金をもつて補填しようとするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金についてであります。が、同特別会計の農業勘定におきましては、昭和二十四年度における歳出としましては、再保険料等四十八億九千六百二十万五千円を計上いたしてあり

ますが、その歳入としましては、再保険収入等四十億四千五百五十一万七千円でありまして、差引八億五千六十八万八千円の歳入不足を生じる次第であります。この不足額は、本年度において特別にはなほしい災害の発生した場合に備えて、十億円の予備費を歳出に計上したため生じたものであります。この不足額については、そのような事態の発生した場合に一般会計から繰入金をして、これを補填することができるようしようとするものであります。

なお、大蔵省預金部特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金につきましては、その性質にかんがみまして、後日、これらの特別会計の財政状況が健全な状態となりしたあかつきには、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより一般会計へ繰りもどす規定を設けることといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、御願ひ申し上げます。

○中野政府委員 ただいま議題となりまして、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

つて、調達して参つたものであります。が、健全財政の見地から妥当でないと思われまして、昭和二十四年度におきましては、一般会計からこの会計に繰入金をいたしまして、この貸付財源に充てることといたしたいと考へる次第であります。しかし本年年度におきましては、農業資金といたしまして十四億五千九百九十四千円、共同施設に必要な資金として、六千二百九十万円合計十五億四千四百九十四千円の貸付を予定いたしておりますので、この額を一般会計から繰入れようとするものであります。

なお、この一般会計から繰入金につきましては、将来、貸付資金がこの会計へ償還されますので、この繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、一般会計へ繰りもどす規定を設けることといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、御願ひ申し上げます。

○川野委員 ただいま申し上げました二法案に対しての質疑は、これを許します。内藤友明君

○内藤(友)委員 開拓者資金融通の特別会計につきましては、簡単なことであります。が、ひとつお尋ねしたいと思ひます。開拓者の営農資金でありますとか、その他の資金は、従来は借入金で、つまり國債でまかなつておつたのを、今度は一般会計からこれを繰入れるという事になつたのであります。これは國債の発行を認められないという原則からしまして、やむを得ないことと思ひますが、ただここに心配に

なりまして、従来は資金計画というものの制約のもとに、この種の金が一應流されておつたのであります。が、今度はこれによりまして、そのほかさらに一般会計という全体の金繰りの制約を、従来よりも一段さういふものがよけに加はることになるのである。まして、そういうことになりまして、この資金は希望するより額は出て来ない。まず一般会計の制約を受けるものでありますから、そこでその開門でしほりとられるということになります。従来はこの開拓者の資金は非常にきつくりなものであつたのであります。が、今度はさういふ制度にではないかと思はれるのであります。この点はどういうことでありませうか。お係の方の御意見を承りたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの点、大蔵省の立場から一應申し上げます。が、ただいまお話がございましたように、九原則の方針に基づきまして、借入金というものは原則として行わない。従つて従来借入金をもつてまかなつておりましたところの本会計の収入というものを、かわりに一般会計から繰入れるということに方針をかえたわけでございます。が、しかしながら、もともと開拓者の事業そのものについては、何ら変更を受けておりません。わけでございますからして、なるほどおつしやいます。が、感じがないでもございませう。が、われ／＼といたしましては、特に借入金であるから、あるいは繰入金であるからというより、な気持ではなく、できるだけ財源の許す範囲においてこれをやつて行きたい、こ

う氣持であります。

○内藤(友)委員 あなたの方の答えはそれだけだろと思ひますが、実は一般会計から繰込むということになりますと、一般会計というものがいろいろの關係がありますので、必ずしも開拓者の営農資金のところへ、希望するままに來るものではないと思ひます。従つてやはりさういふ制度を設けられるということは、開拓者の方へ金が流れて來ないことになるのではないかと思ひます。さうな

りますと、日本の開拓事業というものが、制度をかえたということによつて非常な支障を起して來るものと思ひます。これはあなたの方にお話してもしかたがないのかと思ひます。が、さういふふなことも心配されますので、十分この法律運用につきまして、ひとつ御考慮おきいたいただきたいということを、念のため申し上げます。

○川野委員 ほかには質疑はございませんか。――質疑がなければ右両案に対する質疑はこれにて終了いたします。討論は省略して採決をいたしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○川野委員 起立総員。よつて右両案は原案の通り決定いたしました。なお報告書作成の件については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○川野委員 起立総員。よつて右両案は原案の通り決定いたしました。なお報告書作成の件については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○川野委員 起立総員。よつて右両案は原案の通り決定いたしました。なお報告書作成の件については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○川野委員長 それではさよう決しました。

○川野委員長 次の米國対日援助見返資金特別会計法案を議題といたします。右案については政府当局より率直なる説明を求めたいと存じますし、公表をはばかる点もあると思ひますので、この際秘密会にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○川野委員長 それでは御異議なしと認め、これより秘密会に入ります。

〔午前十一時五分秘密会に入る〕
○川野委員長 これより政府委員の説明を求めたいと存じます。秘密会でございまして、率直な御説明を願ひたいと思ひます。

○小山委員 昨日途中で質問が切れたのでありますが、続いて質問をしたいと思ひます。まず一番先にお伺ひしたいことは、今度の予算が健全財政予算といふことでありまして、歳入と歳出は完全にバランスがとれているといふことの結果、民間その他において資金繰りが相当苦しくなつて来るであろうといふことが、一應考えられるのであります。ところが、さらに今度の援助資金が徹底的に民間に還流いたしました。さらにさらにそこに資金の逼迫が起きて来るというふうに感ぜられるのであります。これにつきまして、政府としては、今度の援助資金の使い方を、本来さらにインフレーションが進んで行こうとするのを押えるために、この援助資金をお使いにならうとされるのか、あるいはそうでなくして、本来デフレーションに向つて行こうとするのを、この援助資金によつてそのデフレーションを緩和して行こうというふうの考えをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

○伊原政府委員 ただいまのお尋ねであります。仰せの通り予算がバランスをいたしておりますが、千七百五十億といふものは、予算の面から言いますと、経済界からは吸収超過に相なつておりますので、これを経済界に全部還元するかどうか、または還元いたします場合には、どういふ方法をとるかといふことは、金融政策、通貨政策の上で一番大きな問題であります。予算がバランスをいたしまして、この千七百五十億円の使い方が、日本の金融情勢を左右いたしますかきになつてゐる。この資金がこみ込まないものでありといふふうに考へておるわけでありす。すなわち千七百五十億といふものは、大部分と申しますか、千七百五十億の内容から申しますと、六百十六億といふものは、八百三十三億の補助金が援助資金に見合ふ分が六百十六億でございまして、これは租税からとられるものと考へられるわけでありす。その金額は千七百三十四億であります。これが輸入物資の買拂ひによつて入つて来る金であります。その中の相当部分と申しますか、半分程度は食糧であると思ひます。従つて資金が経済界からずつと還流して参る。それからあの肥料であるとか、石炭であるとかいふようなものは、千七百五十億のうち、先ほど申しました六百十六億といふものが、補助金から構成されてゐる資金であります。これらが公園を通じ、または直接、企業体に買拂われ

て参るわけでありす。従つてどちらにいたしまして、相当程度のデフレーションの要素がこれによつて起つて来るわけでありす。そこでこれを経済界にいかにして還元するかといふことが、今後の金融情勢、通貨情勢を左右するところになるわけでありす。安定本部を中心としたしましてきめました資金計画の考へ方といたしまして、第一点は通貨の量と申しますか、通貨量は昭和二十四年度を通じて、大体、現在程度を維持して行く。すなわち運用の仕方によつては、ややもすれば通貨量が減らうとする傾向にあるのであります。そこを大体この程度の目安で行こう。すなわちたゞいまでは三千百億ぐらいになつておりますが、これが年末には三千五百億、昨年の年末発行高は三千五百億を越えたのであります。最高発行限度が三千五百億といふところが、最高発行限度を三千五百億といふところに目安を置きまして、通貨量には増減がないといふような運用をしたかどうかといふふうに考へておるわけでありす。

なお通貨量のみならず資金の還元の方法といたしまして、先ほどお示しのように、場合によつてはこれを直接産業投資に充てるか、または日本銀行あるいは金融機関の國債をこれで見買ひして、それによつて、金融機関の産業に貸し出すべき手元資金を補充する。そしてそれを産業の方に流す。すなわち資金計画におきましては、千七百五十億といふものは全部経済界に還元する。すなわち産業資金として千七百五十億のうち二百七十億の鉄道、通信の公債を除きました部分の千四百八十億、これが何らかの形で産業資金に還元するといふように、資金計画を組

んでおる次第でありまして、大体の考へ方といたしましては、この資金の運用いかんが、インフレにはなりません。デフレをどの程度に調節するかといふことにかぎに相なつておるのであります。これに對して通貨量は大体今年程度、それから直接または間接に全部産業資金に還元するといふことを日本政府としては願ひたい、こう考へておるのであります。

○小山委員 たいへん御丁寧な説明でよくわかりました。そういたしますと、要するにデフレ的傾向に向おうとするのを、この援助資金の還元によつてそれを緩和して行く、こゝういふお考へのようにありますが、さういたしますと、ガリオア、イロアの物資によつて入つて来るものが、月別にどのくらいずつ放出されるかといふことがわかりでありましようか。それとも一つは、それが貿易会計に入りまして、援助資金会計にさらに入つて来る。つまり何月ごろからこの援助資金の放出が可能になつて来るのでありましようか。最近におきましてこの援助資金の放出が可能になつて参りました。さういふようなことがおわかりになりましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 ガリオア、イロアがどのくらい入るか申しますことは、昨日も速記なしで申しましたように、千七百五十億がどういふ暫定の根拠かといふことは、これは推定でございませう。現在の輸入の買拂ひ代金三百三十億といふものを還元いたしますと、五億三千万ドルといふものが想像されるのであります。その大部分は、アメリカの今年の七月一日に始まる会計

年度において決定せられる、対日援助予算でございまして、現在ではつきりきまつておらないわけでありす。ただそれでは、四、五、六といふものに金がないではないかといふことになるのであります。四、五、六はアメリカの現在の会計年度において、すでに許容されました予算の範囲で入つて来ておりました。この四月からすでに貿易應ではガリオア、イロア物資の区分けをいたしておるようでありす。大体の目途としまして、四、五、六では三百億程度の金が見込み得るのではないかと、こゝういふ推定を立てております。これははつきりしたことはわからないのであります。千七百五十億の四分の一より多少少いその三分の二程度、すなわち三百億程度のものは第一・四半期に見込み得るのではないかと。そしてこれの資金繰りでありす。これはまだやはつきりきまつておりませんけれども、船が着きまして、貿易資金から、食糧なら食糧管理特別会計に買拂ひます。これは大部分食糧でありますから、買拂ひます。その他のものは肥料であるとか、石炭であるとかの公園を通じ、または直接産業界に渡すのであります。それをできるだけ現金ベースにしまして、半月以内くらいにできるだけ貿易資金に金を入れて、それを取りまゝとて翌月の初めくらいに援助会計に入れてもらふ。そのときに輸入補助金も一緒に入れるといふような構想で、今折衝中でありす。なおあと渡邊君の方から補足させていただきます。

○渡邊(喜)政府委員 大体今理財局長からお話がありましたから、それに盡きるのですが、もう少し申し上げます

と、援助資金によつてそのデフレーションを緩和して行こうというふうな考えをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

と、援助資金によつてそのデフレーションを緩和して行こうというふうな考えをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

と、援助資金によつてそのデフレーションを緩和して行こうというふうな考えをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

と、援助資金によつてそのデフレーションを緩和して行こうというふうな考えをまず最初にお伺ひしたいと思ひます。

と、貿易特別会計は輸入物資を今お話のありましたように、食糧管理特別会計、あるいは公債なり、その他一般に賣るわけでありまして。現在話がされておりますのは、大体引渡し後十五日を期限にしまして、現金拂いにしたらどうかというお話であります。従いまし、その代金は貿易資金の特別会計に入つて参ります。ただその場合におきましては、輸入補助金であります分は、補助金を差引いた金額が入つて来るわけでありまして。一般会計の方としましては、大体一月くらいをまとめまして、その補助金に相当する金額を、貿易資金特別会計に繰入れたらどうかというように、今相談されております。そうしますと、今度だん／＼貿易資金特別会計にたまつて来る現在の制度でございますと、ただ輸入物資がガリオアで入つて来たのか、あるいは普通のコモーション・フランドで入つて来たのかという点は、金が着いたその際にはまだすぐにわからぬらしいのです。大体一箇月といひますか、一定期間まとめまして、ガリオアで入つて来た分がどの程度であるということがはつきりますから。そのときにおきまして、大体今お話のありましたように一月分くらいまとめまして。見返り資金の会計に貿易特別会計から繰入れることになりまして、逐次見返りの方で特別会計に改まつて行くことになると思ひます。

○小山委員 一番先に放出可能になる時期はいつごろでございますか。
○伊原政府委員 これは正直に申しまして、なか／＼わかりかねるのでございますが、資金的には、この法律を通じていただき、なおどういふうな運用をするとか、手続その他がきまりませんと、なか／＼むずかしいのではなからうと思ひます。金としては四月分が五月の上旬には入れられるようになるのではないかと考えております。ただ何分初めてでございますので運用を一体どうするか。産業資金としましてはどういふうなものに使うかということ、日本側としまして要請いたしますが、日本側といふ／＼相談をしなければなりません。しかし日本側としては復金の活動停止後の金融は、非常にむずかしいこととございますので、できるだけ早くこの資金を使うことを要請しなければならぬと考えております。

○小山委員 先ほどのお話では援助資金でもつて金融の逼迫を緩和して行くというのであつたのが、この四、五、六に三百億見当が出るというお見込みでありながら、四、五、六には実際上出ないかもしれないということが想像されるのでありますが、その間の金融の逼迫はどういう方法でこれを緩和して行くか考えでございますか。
○伊原政府委員 今申し上げました四、五、六に出ないとは私もはわかりませんので、四月中といふことはなかなかむずかしいのではないかと。初めは金が足らぬといひましたけれども、繰入れ自体が今申し上げたように、五月の下旬に初めて金がある程度出て来る程度でございます。それから、四月中ないし五月の中旬以後になるのではないかと考えております。なおお示しの復金の活動の停止以後の資金の活動までの間というものは、非常に苦慮いたしておるのであります。どういふうな方法で――まず第一に政府の支拂いと直接の関係にある産業につきましては、こちらで御審議願ひまして、五十億の金が四月の二日に入りましたので、これをどうにか今拂つております。終戦処理費の支拂いも非常に進めておりますので、政府の支拂いを促進するといふこと、それから企業をできるだけ自己資金でまかなつてもらふという意味におきまして、増資とか社債の発行を何とかして可能ならしめる方法を考えたい。しかし増資についてはいろいろ障害があります。企業再建整備、集中排除といふうな点につきましても、基幹産業については、これをたとへば、こまかい話ですが、整理計画の認可前に増資ができるような処置を、今司令部に求めているようなわけでございます。

○小山委員 次に御尋ねいたしますのは援助資金の使ひ道でありますけれども、使ひ道についてはこの間からのお話で、具体的にはおきまりになつていないようでありまして、産業資金にどの程度を使うか、あるいは直接投資はどの程度にするか、その割合いかにせんか。わかっているのはありませんか。
○伊原政府委員 こちらとしてこのくらいお願いしたいという考えはまだないでもないのではありませんが、大体きまつているのを申し上げますと、昨日も申し上げましたように二百七十億は確かと思ひます。それから復金債の償還は、六百二十四億何がしか日銀で持つております。市中にありますが復金債三百億を政府の出資の方でまかない、あとの六百二十四億何がしという復金債を返さなければならぬ。これを日銀が持つてゐるのでありますが、交付公債を一般会計で発行いたしました返すことになつておりますのを、まず援助資金でこれを買つてもらふといふことを、一つの目当てに現在のところなつております。これは確定いたしております。しかしながら六百二十四億何がしはこれで買ふといふことになつたのではないかとと思ひます。あとの残りの八百五十六億といふものでございまして、そのうち一億幾ら直接投資に頼み、幾ら國債を返すことによつて金融機関からの産業資金として貸し出すかといふことは、ちよつと今のところきまつておりません。

○小山委員 そのお尋ねはあとの機会に譲りまして、きのうもお尋ねいたしました取扱い機関の問題ですけれども、きのうのお話では日本銀行に全部扱わせるというお話でありましたが、突発問題としては日本銀行は貸出しをするに付いて、調査をしたり審査をしたりする機能をもつておりまして、従来からの経験はもつていない。従つてこの問題にはわくがきまれば市中の金融機関なり、あるいはそういうような従来の貸出しになれたものに扱わした方がよいではないか。また政府の方で特別の機関を設けてやるようにいたしますと、また復金の二の舞を演ずる、このうううなことで資金のわくになり、その投資対象といふものがきまつたならば、それはたとへば公債の償還によつて金をまわしまして、そういうものは市中の金融機関、その他従来取扱ひになれたものにやらした方がよいのではないかと、一般産業界なり金融界の意向であります。政府としてはやはり日本銀行だけに扱わせる考えでございますか。
○伊原政府委員 ただいまのお話の問題でございますが、実は大休の考え方として産業資金にまわしますものは、非常に大口の、たとえば電力の開発でありまして、そういううううなきわめて大口の、そしてどこでどういふ設備をどうするかといふうなことのようなものでありまして、個別の産業資金については、金融機関が自分でできるようなものにつきましては、金融機関の手元で公債を直接買取り、日銀で買取りまして、金融機関の責任において、自分の金として産業資金に出して行くといふことが建前でございます。従いまして、直接貸し出すものにつきましては、相当大口であり、かつその生産にその資金の効果がきわめてはつきりするもの、援助資金によつてこれだけ日本の復興ができたといふ点が非常にはつきりする、しかも基幹産業といふうなことになるのではないかと思ふのであります。そこでこれは貸出し機関をどうするかといふことは、日本銀行を使うという決定に至ります。四つ五つのものが考えられたわけでありまして、一つは政府が自分で何か部局をつくつてやつて行くといふこと、第二は復金と同じような種類の特殊の貸出し機関を設けるか、これはドイツとイタリアでありましたか、そういうううな機関があるようでありまして、それから市中金融機関に代理貸しと言ひますか、ああいうようなことをやつてもらふかどうか、特殊の経験がある銀行とか勸業にやつてもらふかどうか、それから日本銀行にやつてもらふかどうか、いろいろ考慮いたしたのであります。政府みずから大きな機関をつくつてやるということ、は、役人の仕事としてきわめて適當でありませんし、また役人の給料でい

い人を得て来るということもなか／＼困難でありますので、そういうことはむずかしい。それから市中金融機関に代理貸しをお願いするということも考えたのでありますが、これは銀行行政上、市中金融機関というものはできるだけサウンド・パンキングのベースに置いておく方がいい、こういうふうな代理貸し的なことはしない方がいいのではないかと意見が強く、しない方がいいのじゃないか。興銀なり勸銀なりということも考えたのでありますが、興銀も特殊銀行ではございませんので、一つのプライベート・バンクになるわけですから、特にそこに頼むというのもおかしい。従いまして、大口のものに限りまして、政府の責任におきまして安定本部等が各省の意向をまとめて、決定をいたしましたものを、日本銀行が実際の事務といたしました。貸出しの審査とか、回収とか、監理といたうことに当つてもらうのが一番適當であらう、こういうふうに考えた次第であります。

○農林委員 昨日いろいろこの法案の審議にあつたので議事につきまして、ちよつと列挙し始めたのであります。が、途中で休憩に入りました、そのまゝになりましたから、少しばかり前にさかのぼるかもしれませんけれども、あらためて質疑をいたします。きょうは秘密会のことでもありますが、どうかひとつ、つづ込んでお答えを願ひたいと思います。

その前にちよつと非常にこまかい問題であります、今千七百五十億というもののうち、六百十六億という補給金もぐり込んでおるといふやうなことであります。この千七百五十億は、どうしてできたか、その算定の基礎はどうかと尋ねたところ、小山委員でありましたかのお尋ねに対して、政府委員の方からは、大体それは三百三十円の換算でイロアなり、ガリオアなりの合算された二十四年度の外資というものを予想しておいて、その円表示であるというふうな意味のお答えがあつたと思つてあります。そういたしますと、六百十六億というものはその中に含まなければならぬといふので、すなわちちよつとしようとして考えますと、それならば千七百五十億プラス六百十六億でもよさそうに思ふ。片一方は一般会計の経費でありまして、全然出口が違つておつた。財源も違つておつた。つまり、そういうものが知らぬ間に千七百五十億の中に含まれておる。つまりそれから引いた一千億余りといふものだけが、結局は生でもらえるものといふやうな勘定になる。よつとも思われるわけでありまして、その点についてもう少しわかるように説明していただきたい。

○伊原政府委員 御説明が少し足りませんで恐縮ですが、アメリカの援助を受けております食糧それから肥料、石炭その他ガリオア、イロアで入つて参ります物資につきまして、これを幾らでもらつて、国内で幾らで賣り拂うかという問題は大きな問題であります。が、大体どの程度の換算率で受取るかというところは、新聞にも出ておりましたように、大体三百三十円で切つて受取る。そしてそれを、たとえば食糧を三百三十円切つたままで、国内の消費者へわれ／＼に放出をいたしますと、食糧の値段が非常に上つて参る。

○農林委員 たいへんよく説明していただきましたが、そういたしますと六百十六億といふのは主として食糧の賣拂い値段、国内拂下げ値段といふものの調整費、主として食糧の補給金といふやうに大体考えておいて間違ひありませんか。

とありますが、この千七百五十億は、どうしてできたか、その算定の基礎はどうかと尋ねたところ、小山委員でありましたかのお尋ねに対して、政府委員の方からは、大体それは三百三十円の換算でイロアなり、ガリオアなりの合算された二十四年度の外資というものを予想しておいて、その円表示であるというふうな意味のお答えがあつたと思つてあります。そういたしますと、六百十六億というものはその中に含まなければならぬといふので、すなわちちよつとしようとして考えますと、それならば千七百五十億プラス六百十六億でもよさそうに思ふ。片一方は一般会計の経費でありまして、全然出口が違つておつた。財源も違つておつた。つまり、そういうものが知らぬ間に千七百五十億の中に含まれておる。つまりそれから引いた一千億余りといふものだけが、結局は生でもらえるものといふやうな勘定になる。よつとも思われるわけでありまして、その点についてもう少しわかるように説明していただきたい。

○伊原政府委員 御説明が少し足りませんで恐縮ですが、アメリカの援助を受けております食糧それから肥料、石炭その他ガリオア、イロアで入つて参ります物資につきまして、これを幾らでもらつて、国内で幾らで賣り拂うかという問題は大きな問題であります。が、大体どの程度の換算率で受取るかというところは、新聞にも出ておりましたように、大体三百三十円で切つて受取る。そしてそれを、たとえば食糧を三百三十円切つたままで、国内の消費者へわれ／＼に放出をいたしますと、食糧の値段が非常に上つて参る。

○農林委員 たいへんよく説明していただきましたが、そういたしますと六百十六億といふのは主として食糧の賣拂い値段、国内拂下げ値段といふものの調整費、主として食糧の補給金といふやうに大体考えておいて間違ひありませんか。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

○農林委員 ちよつとはなはだこまかい問題でもつて皆さんにも恐縮なんです、これはやつぱり將來にとつて大なる問題ですから、ついでのことでお聞きしておきたいのですが、その四百六億の食糧以外の物資の主要なものの品目と、それからたとえば肥料にいたしましては、よく調べれば私もおわかりのやうなけれども、ちよつと今手元に資料がありませんからお聞きするのですが、大体肥料の爲替換算率といふやうなものにつきまして、ついでにお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 数字につきましては、大蔵省の方から差上げました昭和二十四年度予算の説明の附表十一ページをごらん願ひますと、輸入補助金八百三十三億のうち、食糧が四百六億円の輸入補助金が出ておる。ただ食糧の輸入の中にはガリオア・イロアで整理されて入つて来る以外に、すなわち日本輸出によつて入つて来るものもありまして、工業用にまわるものもありまして、実際ガリオア・イロアに対する輸入補助金は幾らかお尋ねになりますと、四百六億より少し少いのではないかと思います。

か、そういう点をちよつと懸念しておるのではありません。なおいづれにいたしましても、千七百五十億圓といわず、とにかくこゝろ外資が入りますという事は、少くもそれだけそれに比例して、この輸入補給金というものが非常に増大する、この関係だけははつきりして来たように思われるので

さてこの問題はそれで打ち切りまして、今日せつかく秘密会になつておる関係からいいますと、特に有効にその時間を使うために一つお聞きしたいわけですが、これは昨日大蔵大臣にお聞きして、若干の答えはあつたのであります。この法案というものが國会の審議権に対する重大な侵害を含んではいないかという重大なる疑いがあるのであります。特に第四條の第六項で連合軍の最高司令官の承認を要するといふことになつておりますが、しかもその使途につきましても、運営につきましても、これは非常に嚴重な制限が附されておるわけでありまして、私は他面におきまして、またこの法案の一切の予算書といふものが國會に提出せられ、あるいは大蔵委員会にこれが提出される。そこでわれ／＼が審議をしなければならぬ。その場合に審議権といふものに影響があるのかどうか。結局いくら審議してみても、これはもう向うさんの承認があるのだからどうにもなるまいというやうなことで、われ／＼はやむなく審議を遠慮しなければならぬといふやうな事態が起り、これにつきましても大蔵大臣としては、そういうふうなことはない。それは予算一般の審議と同様にはから

つてもらつてよろしい、こゝろ趣旨のお答があつたと思ひます。これは速記録をおとりにならなかつた部分であるかも知れませんが、明らかにさういふやうに言われた。この点をそんなに簡単に樂觀していいものであらうかどうか。もと／＼これは先ほど小山委員その他も質問の中に述べておられますように、これはいまだかつてその例を見ないやうな法案でありまして、政府委員の方では、何か金資金の法案について同様な例があると言われまして、これがそれとはまつた違ふのであります。直接われ／＼の審議権を侵すやうな非常に重要なものであるのみならず、この資金といふものが全予算を動かすてであるといふことは、しば／＼政府としても言明せられておるのであります。そういう重大なるものについて、しかもこれによつてもしも万一審議の権能をわれ／＼から奪われるといふことになるならば、これはわれ／＼が全予算を審議する意味がなくなつてしまふ。こゝろ重大な問題であります。この國會で、またこの委員会、この法案をさういふ意味において疑いを存じたままで通してしまふといふことになりまして、將來非常な災いを残しはしないか。さういふ点を憂へるために、ぜひもう一度この点についてひとつ愚問のないうところをお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 憲法論の方は、法務廳の方から御説明申し上げることにして、その前にちよつと風早委員が、米國よりの輸入物資千七百五十億は、ほとんど補助金ではないかといふことをちよつとおつしやいましたので、その点については、千七百五十億のうち補助金によつて物價の補正をいたしますのは六百十六億圓であるといふことを、もう一度申し上げておきたいと思ひます。それからこれは國內の物價政策上さうなつておりますので、向うからの援助はドル額によつて實際上食糧が幾ら入つたか、幾ら肥料が入つているか、幾ら石炭が入つて来るかといふ物自体に目ををつけるのが當然でありまして、それを國內の物價政策上幾らに賣るか、安く賣るためには補給金がいふ、さういふことになるのではないかと思ひます。その点はちよつとつけ加えておきたいと思ひます。

○風早委員 ちよつと今の大きな質問にお答を願ひ前に、今理財局長からお答を願ひました点だけについて、私もう一度はつきりさせたいのですが、それはたしかに現在、千七百五十億は明らかに六百十六億の補給金が含まれてゐるだけでありましても、しかし事務の性質上六百十六億圓をそこにお含めになりましたその理由からいひましても、結局これは輸入品の國內拂下げ値段との價格差に基くものであるといふ限りにおきましては、大部分の輸入品といふものがほとんど三三三十四圓を割つて、つまり円高のものであるといふやうに考えられるのであります。その限りでは結局押して行けば六百十六億では済まなくなるのじやないかといふことを申し上げただけの話なんです。その点ははつきりしていただきたいと思います。さういふやうな懸念が多分にあります。それからさうに物が問題である。要するに金は國內の操作であつて、物が入りさえすればそれでいいじやないか、結局物が入るのだから、こゝろお話であります

けれども、この場合に私どもが問題にしているのは実は物じやない。どこまでも千七百五十億といふ——これは政府はてこたと言われましても、われ／＼が判断したところでは、これは見せ金にすぎない。大体こゝろいふやうな金といふものが問題なのであります。この金の操作の根源が実はほんとうの實質のある金じやないのじやないかといふ点が、まだはつきりさせられておらない点でありまして、さういふ点で初めからもうこれが實質を伴ひ、まつたく向うからこれだけのものが日本の國富に對しまして、そつくりそのまゝ入つて来るのだ、プラスになるのだといふやうに考えることに、根本的な間違があるといふやうに、私には大体考えられてならないのであります。さういふ点からもひとつもう少し納得の行くやうに、説得していただきたいといふ考えなのであります。それはこれからだん／＼ここに出します質問によつて、お答を願ひすることにいたします。それで先ほどの國會の審議権といふものと、この法案とが矛盾はしないかといふ点についてお答を願ひます。

○林(修)政府委員 実は私御質問の際にちよつと席におりませんでしたので、今ほかの方から伺ひましたところでお答をいたします。あるいは御満足が行くかどうか、多少疑問であります。が、御了承を願ひます。今のお話でございまして、この法律の規定が國會の審議権を侵すものではないかといふことであります。法律的に見ましてこの規定がありましても、法案並びに予算等を國會が審議される権限には、何ら触れておらないと思ひます。この

点は別段矛盾は起らないものと考えております。

○風早委員 今のお答ではさう／＼はつきりしなくなる。はなはだまた自信がなくなるやうなかつたのではないかと思ひます。さらにこゝろいふやうな法案がありましても、すでに事實上の問題といたしましていろいろの制約のあることは、これはお互ひに十分に承知しておることでありまして、しかもこれをこの法案の中につまきりたつて来るといふことになりまして、それだけでなく非常に遠慮深い國民の性質をいたしまして、また國會の議員にしても、なか／＼これは審議をやつたがらなくなつて来るという危険が、多分にあると思ひます。さういふ点で政府はこれは重要なことではないかといふ、ただ一片のきわめて法律形式上の点だけから御回答になつたのでは、これはだれも納得が行かぬのじやないかと思ひます。もう少しつゞ込んで、いやそれにはこゝろいふやうな了解があるとか、あるいはまた実は了解がないといふならぬ、またまたやむを得ないかもしれませんが、さういふ点をもう少しづつばらんに話していただきたい。實際問題としてこれはどうなるのか。これはこの問題を秘密会にしなければならぬといふこと自身が、すでに問題を示しておるのであります。それは遠慮しなけれ

ばならないことならば、これはやはり事實もそのことによつて、反証されているのでなからうかといふことも考えられるのであります。もう少しわれわれに國會議員としての確信を與え得る御回答を願ひたいと思ひます。

○林(修)政府委員 先ほど私が申しま

た、さういふ点をちよつと懸念しておるのではありません。なおいづれにいたしましても、千七百五十億圓といわず、とにかくこゝろ外資が入りますという事は、少くもそれだけそれに比例して、この輸入補給金というものが非常に増大する、この関係だけははつきりして来たように思われるので

出される。そこでわれ／＼が審議をしなければならぬ。その場合に審議権といふものに影響があるのかどうか。結局いくら審議してみても、これはもう向うさんの承認があるのだからどうにもなるまいというやうなことで、われ／＼はやむなく審議を遠慮しなければならぬといふやうな事態が起り、これにつきましても大蔵大臣としては、そういうふうなことはない。それは予算一般の審議と同様にはから

つてもらつてよろしい、こゝろ趣旨のお答があつたと思ひます。これは速記録をおとりにならなかつた部分であるかも知れませんが、明らかにさういふやうに言われた。この点をそんなに簡単に樂觀していいものであらうかどうか。もと／＼これは先ほど小山委員その他も質問の中に述べておられますように、これはいまだかつてその例を見ないやうな法案でありまして、政府委員の方では、何か金資金の法案について同様な例があると言われまして、これがそれとはまつた違ふのであります。直接われ／＼の審議権を侵すやうな非常に重要なものであるのみならず、この資金といふものが全予算を動かすてであるといふことは、しば／＼政府としても言明せられておるのであります。そういう重大なるものについて、しかもこれによつてもしも万一審議の権能をわれ／＼から奪われるといふことになるならば、これはわれ／＼が全予算を審議する意味がなくなつてしまふ。こゝろ重大な問題であります。この國會で、またこの委員会、この法案をさういふ意味において疑いを存じたままで通してしまふといふことになりまして、將來非常な災いを残しはしないか。さういふ点を憂へるために、ぜひもう一度この点についてひとつ愚問のないうところをお答え願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 憲法論の方は、法務廳の方から御説明申し上げることにして、その前にちよつと風早委員が、米國よりの輸入物資千七百五十億は、ほとんど補助金ではないかといふことをちよつとおつしやいましたので、その点については、千七百五十億のうち補助金によつて物價の補正をいたしますのは六百十六億圓であるといふことを、もう一度申し上げておきたいと思ひます。それからこれは國內の物價政策上さうなつておりますので、向うからの援助はドル額によつて實際上食糧が幾ら入つたか、幾ら肥料が入つているか、幾ら石炭が入つて来るかといふ物自体に目ををつけるのが當然でありまして、それを國內の物價政策上幾らに賣るか、安く賣るためには補給金がいふ、さういふことになるのではないかと思ひます。その点はちよつとつけ加えておきたいと思ひます。

○風早委員 ちよつと今の大きな質問にお答を願ひ前に、今理財局長からお答を願ひました点だけについて、私もう一度はつきりさせたいのですが、それはたしかに現在、千七百五十億は明らかに六百十六億の補給金が含まれてゐるだけでありましても、しかし事務の性質上六百十六億圓をそこにお含めになりましたその理由からいひましても、結局これは輸入品の國內拂下げ値段との價格差に基くものであるといふ限りにおきましては、大部分の輸入品といふものがほとんど三三三十四圓を割つて、つまり円高のものであるといふやうに考えられるのであります。その限りでは結局押して行けば六百十六億では済まなくなるのじやないかといふことを申し上げただけの話なんです。その点ははつきりしていただきたいと思います。さういふやうな懸念が多分にあります。それからさうに物が問題である。要するに金は國內の操作であつて、物が入りさえすればそれでいいじやないか、結局物が入るのだから、こゝろお話であります

けれども、この場合に私どもが問題にしているのは実は物じやない。どこまでも千七百五十億といふ——これは政府はてこたと言われましても、われ／＼が判断したところでは、これは見せ金にすぎない。大体こゝろいふやうな金といふものが問題なのであります。この金の操作の根源が実はほんとうの實質のある金じやないのじやないかといふ点が、まだはつきりさせられておらない点でありまして、さういふ点で初めからもうこれが實質を伴ひ、まつたく向うからこれだけのものが日本の國富に對しまして、そつくりそのまゝ入つて来るのだ、プラスになるのだといふやうに考えることに、根本的な間違があるといふやうに、私には大体考えられてならないのであります。さういふ点からもひとつもう少し納得の行くやうに、説得していただきたいといふ考えなのであります。それはこれからだん／＼ここに出します質問によつて、お答を願ひすることにいたします。それで先ほどの國會の審議権といふものと、この法案とが矛盾はしないかといふ点についてお答を願ひます。

したのは、実は純粹に法律的に申したのであります。この法律がありましたとしても、もちろんこの國會に出した予算についての審議、予算の款項目の審議について問題はないと思つてございまして、ただそれを実行上運用するに於いての連合國最高司令官の承認でございますが、これは法律的には関係はないということを申し上げたのであります。ただ、ただいまもお尋ねの実際上どういふ事情で、こういうことがあるのかというところにつきましては、私の方で法律的に申し上げるよりは、大藏省からお答えする方が適當ではないかと思ひます。

○伊原政府委員 私はいま専門的ではあります、第四條の六項、七項に對するお尋ねであります。これは國會に御審議願つております昭和二十四年度特別會計予算の中の、米國對日援助見返資金特別會計の内容について、國會が予算の審議権に基きまして、自由に御審議なさることを、何ら妨げるものでないと思ひ存するのであります。

○風早委員 そういたしますと私は特にこの第六條と、それから第九條の第一項というものの關係を言つておるのでありますけれども、第九條第一項では「この會計の予算を作成し、一般會計予算とともに國會に提出しなければならぬ」といふことが受取つてございまして、審議するわけでありまして、さうしますとすでに承認を経て、この間の政府委員の御説明のありました通り、いろいろ複雑なルートを經て、たびたびいろいろな承認と了解を得た上で、ここに提出せられたこの予算書が、こゝで審議される。さうしていろいろ

資金が大口のある特定の、甲なら甲という人に使われるという場合に、それは困る。乙の人に使つてもいいといふようなことを、こゝで論議しかつ決定したとした場合、その結果政府はどういう立場に立つわけでありませうか。それは今はさういふことは事實上ないでございまして、今は一應民自党が與黨として圧倒的多数でありまして、それは終極においてどうにか問題が片づいて行く。しかしさういふふうな政治情勢ばかり続くとは限らないのであります、今だけのことを考えるわけには行かないのであります。いろいろな場面もあるものであります、非常に錯雜した連立的な政情のもとにおきまして、政府が板ばさみになつた場合には、一体どこにだれが責任を負うて行くのか。さういふ場合には當然政府は責任を負うて、ほんとうに政治的責任を負われるのかどうか。これはさういふ点も関連して來ると思ひます。

○石原(周)政府委員 今お尋ねの点は、しばらく會計法の條文がかりにこのまゝであるといつたしまして、その上で今提出されております予算に對しまして、いろいろ／＼な原案と違つた決定をいたしましたらどうなるかということについてお答え申し上げます。御承知のように予算は款及び項といふものがあるわけでありまして、その金額なりあるいは款項の問題で違つた決定に相なるというところは、もちろんあり得ることであり、それはもちろんなし得ることだと思ひます。でございまして、政府對司令官の關係はどうなるかというお尋ねでございますが、政府としてはさういふふうに國會で御決定になりまして、その運用上第四條の第六項、第七項にございまして、運用の実施面における承認の問題が残るだけでございます。

○風早委員 第九條の第二項について、これも昨日大藏大臣にお聞きして、きつめて形式的の御回答があつたのであります。前項の予算には歳入歳出予算計算書を添附しなければならぬといふことあるものであります。従つてこの法案を提出する場合には、必ずこの添附書がついておらなければならぬのであります。また事実それがなければならぬ／＼はこれを審議するわけに行かない。便宜上今われ／＼は審議を承認してそれに入つておられますけれども、行かないわけですから、政府は数日中にはお出しになるといつても、おそれく出せないのではないかと私も懸念します。この予算計算書をつくるにつぎましては、いろいろ／＼な條件があります。まず千七百五十億といふものも未確定である、いわんやそれをどこへどう使うかということにつきましては、そこにはいろいろ／＼な方面からの意見が入らなければならぬわけでございます。さういふふうな事情を考へてみますと、この予算計算書がこれの際でございまして、客觀的実情としては、ほとんどあり得ないやうに考へられるのであります。さういふ点もあわせ考へてみますと、問題はさらに廣がつて來るのであります、さういふ計算書をはたして数日中に出来るのかどうか。さういふ点が一つ。それからそれをお出しになりました場合、さしずめそれに対して私どもの審議の余地は事

実践されるものであるかどうか。さういふ点を伺いたいわけですね。これが結局政府の責任の問題にもつながつて行くわけでありまして、この点については眞剣にお答え願ひたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 歳入、歳出の予算計算書は、どういふものが出るかというお尋ねでございますが、その内容は先日來り／＼御質問がございまして、ある程度政府委員からも申し上げてございまして、現在なお未定のことに属する事項が相当ございまして、これは御指摘のような連合國司令部の關係もございまして、先ほど理財局長から御説明申し上げましたやうな、今後の運用のやり方によりまして、その前提となりましていろいろ／＼な條件がございまして、従いまして今日予算を提出いたしますにつぎまして、明細なものが出せないという実情にあるのであります。さういふ形のものが出るかといふことは、出ましてから願ひたいのであります。さういふ中に申し上げまして、どういふものに幾ら出すかといふことは、今日なお未定でございますから、そこまでの詳細なものは出すことができない。さういふやうな書類に對して、國會の審議を仰ぐことは、よろしくないではないかという御議論は、もちろんあるものであります。現在の實情上やむを得ないものでありまして、公共事業のときもあるいはその一例かと存じます。それが、それに比べればもつとはなはだしい状況にあるのであります。先日來申じ上げておりますやうな状況下におきましては、一切について非常に詳細なものを出すわけに参りかねる状況になつておるといふことを、御了承願ひたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 ちよつと関連して……第四條の中でも特にこの六項と七項の問題は重大な問題だと考へておるのです。そこでこの問題をよく了解させる方法としまして、今アメリカからヨーロッパ諸國に出している援助資金の協約といふものが、その内容がこゝで説明されると、その間の條文を了承する上に非常に有利じゃないか、かやうに考へておるのであります。で、この問題について理財局長から御説明願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 ただいまお尋ねがございましたので御説明申し上げます。が、ただ現在のところ、外國からの資料が十分手に入つておらないことを、御了承願ひたいと思ひます。

まずヨーロッパ諸國におきましては、さういふやうに行われてゐるかといひますと、アメリカの援助を受けておりますものは十數箇國に上つております。その援助の根本は、一九四八年のアメリカの對外援助法、その第一編の一九四八年經濟協力法といふやうなものに基いておるやうであります。これは條文で百十五條にわたりますが、この經濟援助法の援助條件といふところを、ちよつと御説明申し上げたいと思ひます。

經濟援助の條件といたしましては、まず多角協定と双務協定を結ぶといふことが書いてございまして、援助が実施される前提として、被援助國相互間に、自助と相互協力に基く共同復興計画を達成するための多角的協定、並びに被援助國と米國との間に援助目的を達成するための双務協定が締結せらる。その双務協定の内容といたしまして

いと思ひます。

○伊原政府委員 ちよつと関連して……第四條の中でも特にこの六項と七項の問題は重大な問題だと考へておるのです。そこでこの問題をよく了解させる方法としまして、今アメリカからヨーロッパ諸國に出している援助資金の協約といふものが、その内容がこゝで説明されると、その間の條文を了承する上に非常に有利じゃないか、かやうに考へておるのであります。で、この問題について理財局長から御説明願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 ちよつと関連して……第四條の中でも特にこの六項と七項の問題は重大な問題だと考へておるのです。そこでこの問題をよく了解させる方法としまして、今アメリカからヨーロッパ諸國に出している援助資金の協約といふものが、その内容がこゝで説明されると、その間の條文を了承する上に非常に有利じゃないか、かやうに考へておるのであります。で、この問題について理財局長から御説明願ひたいと思ひます。

ては、双務協定は國務長官が協力局長官と協議の上個別的に締結する。但し協力局長官が就任前は一應暫定協定を締結する。上記の双務協定は、被援助國が援助目的を支持することを定め、さらに同國の義務として次の事項に関する規定が含まなければならない。すなわち米英協定、米伊協定といふいろいろございますが、英國、イタリア、フランスその他の國は、次のようなことを義務として協約の内容にうたわなければならない。第一は、自立化のための工業及び農業生産を促進すること。ことに石炭及び鉄鋼、輸送施設、食糧増産を規定すること。第二に、通貨の安定、正當なる爲替相場の設定、維持。通貨制度への信頼の回復、その他必要なる財政金融に関する措置を講ずること。日本で言いますと經濟九原則の實行と同じようなことを、被援助國はみな義務づけられているようでありまゝす。それから援助が贈與される場合には、右に該當する金額を被援助國の通貨で特別勘定に積み立て、これを米國貨との間に協定する目的に従つて同國內で使用する。すなわち法文で申しますれば、連合國最高司令官の承認を経て、ということと實質的に同じであります。が、米國とイタリア、米國とフランス等の間で同意のあつた目的によつて使用する。使用する目的は、通貨の安定、生産活動の促進、新資源の開発並びに援助に伴う経費支弁に限られる。その他援助に関する情報を米國の要求のあるときに提供する。米國と被援助國の天然資源の公平な消耗を目的として、米國の不足資源を米國に供給する。とか、米國民が自國民と平等の立場で經濟に参加するといふようなアメリカ

の國法がありませんが、このアメリカの國內法に基きまして各國が協定を結んでおるのであります。二番典型的の例はイタリアとアメリカの双務協定のようでありまして、イタリアとアメリカの双務協定におきましては、いろいろ、なことがうたつてあります。うち、日本の援助資金に相当するような部分は、第四條にイタリアに対する贈與として、イタリアの利用し得る援助の対價たるイタリア通貨の預金に言及して、イタリア政府は特別勘定を設け、米國の援助についてそのドル額に相当するリラ額を積み立てる。このリラは復興計画に関して在伊米國側の行政費用、アメリカの經濟協力局の出先機關が被援助各國に駐在しております、協力局長官の出先機關の費用を五%だけみな拂うようになつております。それから被援助國の救援助物資の輸送費用その他のイタリア内の生産力の發展、米國の不足物資、生産の探究ないし開發、國家債務の返済等、インフレーションとならない種々の目的であつて、しかも米國の同意を得たものについて使用される。そのほかイタリアの中におけるアメリカ人の旅行を奨励しとか、それから經濟九原則のようなことを守れとかいうことが、被援助國の協約上の義務に相なつております。従いまして、きのうも御説明申し上げましたように、憲法論等いろいろございしますが、實質的には連合國最高司令官の承認を受けなければならぬというのが、日本とアメリカとの間において、合意が達成せられたる目的に使うという諸外國の例と、實際的には同じであると存じております。ただ法文にうたうのはどうかというやうないろ／＼な問題が、

あると思いますが、實際はイタリアにしましてもフランスにしましても、イギリス、オーストリア、十数箇國はみなこれと同じようなアメリカに対する義務を持ち、またアメリカの出先機關たる協力局の出張所の人が承認をし、最終的には協力局長官のところまで承認書が行つて、そこで承認した上、また返つて來るといふふうな様子になつておるようであります。

○風早委員 それに関連して、ギリリヤ及びトルコとのアメリカの援助協定の内容を、ひとつでできるだけ詳しく説明していただきたいと思ひます。

○伊原政府委員 私どもただいまわかつておりません。

○風早委員 それはどういうわけでしょうか。そういうことは十分に理財局長の方は、専門に調べておられる部局であると思うのですが……。

○伊原政府委員 ただいまの情勢のもとでは、資料がまだ手元にございません。

○風早委員 それをお聞きしましたのは、むしろこのフランス、イタリア並びにイギリスとアメリカとの援助協定の、そのラインといふものは、日本の場合にも非常に参考になつていと思ひます、けれども、大体いろ／＼な政治條件から見まして、ギリリヤ、トルコとアメリカとの援助協定の内容というものは、もつと密接にわが國の場合に当てはまる性質のものだと考えられるのでありますして、ぜひともその内容をひとつなるべく早い機会に紹介していただきたいと思ひます。

○伊原政府委員 協定で援助を受けております國は、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、オーストリア、

ギルギヤ、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、ルクセンブルグ、アイレの十一箇國と、西ドイツ、トリエストというふうな國になっております。ポルトガル、スイス、アイルランド、トルコ、スウェーデン、ただいまお示しのトルコは、ただいまのところ贈與を受けておられないのであります。従いまして、貸付の形を受けておるのではないかと想像いたされますので、贈與の形の場合と、貸付でございまして返さなければならぬというふうな場合とは、様子が違うのではないかと想像しております。

○風早委員　ちよつと今最後の言葉ですが、そうしますと、この千七百五十億は贈與という前提で、どこまでもやつておられるわけですか。大体は、大蔵大臣の昨日の御答弁でも、贈與になるであろうということを予想されておることはわかります。大体今までの例で見ますと議和会議の際に結局なしくずしにしてもらつたという例もあるから、これも結局返さぬでもよからうというふうな、非常に樂觀的な見通しで、贈與ということを決しておられるというのではあると思ひます。

　ついでながら申し上げておきますが、これは実は昨日も予算委員会でも、共産党の他の委員からこの点を指摘申し上げたのであります。この前のマッカーサー元帥の一昨年二月二十二日、コシケレスあての書簡の中ではつきり言つております。ガリオア資金でも、これは贈與ではない。慈善ではない。これについてはアメリカの納税者

にはびた一ドルも御損はかけないのだと、こういふようなことが明記してあるのであります。それから見まして、われ／＼がこれは贈與であるといふことを、簡単に今からきめてかかつておるといふことは、はなはだ危険ではないかと思う。いわんやマッカーサー元帥の書簡の中には、それと結びつけて、先取特権といふこともはつきり書いてあるわけでありまして、場合によつては、先取特権の行使をわれわれは辞するものではないと書いてある。そういうことも書いてあるはずでありますから、これは講和会議の將來というものはわかりませんけれども、どういふ場合があり得るかといふことはまづたく未知数である。それにもかからず、なお贈與といふ前提をはつきりとつていいのであります。もしいいのならば、どういふ根拠でそういうことを考えられるのであるか。それをおつとお答え願いたい。

○伊原政府委員　はつきり申し上げておきますが、私もこちらで贈與であるといふことを申し上げたことは全然ございませぬ。贈與であるか贈與でないかは、おそろくきのう大蔵大臣がお答えになりましたように、講和條約のころにきまるのではないかと思われまゝので、繰返して申し上げますが、贈與であるといふ方は申し上げたつもりもございませぬし、申し上げるだけの事情にもないわけでございます。ただ援助見返り資金の勘定を設けておるといふ点におきまして、欧州の諸國にも似た例がたくさんございます。そして、それはマーシャル、プランのうち贈與の部分について、こういう見返り資金が設けられておるのであるといふ

--	--

例として申し上げたのでありまして、日本に対する援助が贈與であるかどうかというふうなことは、私も申し上げる立場におらないということを、はつきり申し上げます。

○川野委員長 風早委員にちよつと御相談申し上げますが、実はあとに内務委員、荒木委員、お二人の質問通告がございまして、できるだけ簡単にお願いいたします。

○風早委員 それではなるべく時間を省いてひとつ……

そこで、今政府委員のお言葉なんです、それは贈與であるということとははつきり言うわけではない。その点はよく了承いたしました。しかし先ほど私は援助協定について——贈與協定とは言わないのです。援助協定について、ギリシャ、トルコの例を示していただきと言つた場合に、わざ／＼あなたはトルコを非常に引き離して、これは貸付の場合であるから別問題だ、というふうなお話がありました。私、私は特に申し上げたのでありまして、その点は十分に御了承願いたいと思ひます。これは貸付であらうと、贈與であらうと、もちろんあなたの言われておるうちに、この協定の問題です。協定の問題であります。問題の重点は、この協定を設定するについてわれわれが引受けなければならぬ条件です。この条件というものがどういふものであるかということにつきまして、貸付の場合であらうと、贈與の場合であらうと、他の諸國の例はたしかに参考になります。特にギリシャとトルコの例が、一方は贈與、一方は貸付であるかもしれないが、非常に参考になるであらうと考えるので、ぜひともその忌憚のない具体例をはつきり示していただきたいのです。何もそれを知つてどうこうということはない。ただわれ／＼が今世界の政治情勢を考えますと、ギリシャ、トルコに対するアメリカの關係と、極東におけるわが國に対する關係というものは、はなはだ近似しておるかのごとくに感ぜられるのでありまして、当然これら兩者に對する協定条件というものにも、またはなはだ近似があらうと考えるので、お聞きする次第であります。その点は十分にひとつ御了解願いたいと思ひます。できるだけ早い機会に、もう資料はもちろんだ蔵省にお歸りになればあるのでありますから、さつそく引続き午後二時にお示し願ひたいと思ひます。

問題を先に進めまして、そうしますと、かりに贈與であるとしたとしても、債務であるとしたとしても、これはいずれの場合か、つまり貸付である場合、いずれの場合かに限られるかと思ひますが、ただ漫然と天から降つて来るものではないのであります。必ず何らかの法律的な形式をもつてこれが與えられるのであります。贈與が貸付以外には考えられません。そういう場合に、今の政府は一体どういふ権限に基いてこれらの金を受取つておられるか。今度の千七百五十億の見返り資金の原本になるその外資に限りませんが、一体今までのガリオア並びにイロアというものにつきまして、これは一法律法的にどういふ形式であるのか、この点を一つ伺ひたい。そしてそれについて、政府はこの國會との關係におきまして、どういふ権限で今までこれを扱つておいでになつたかということ、これはこの法案が出される前提として、はつきりしなければならぬ問題だと思ひます。そういうふうな贈與か貸付か、何らかの形でこの金があるということによりまして、初めて、この法案というものが問題になるのであります。この原本が一体どういふ政府の権限によつてこに出て来たのか、その点を聞かせていただきたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 御承知の通り、ガリオア、イロアの物資でありまして、あるいはそれ以外の一般物資でございます。現在のところ日本政府の會計といたしましては、外貨の關係につきましての直接の取得あるいは支拂いという關係は持ちません。日本側の會計の整理をいたしましては、円の整理をいたしておるわけでありまして、ただ最近民間貿易が行われるようになりまして以来、事柄の実質におきましては、外貨、爲替を買取るといふこととほとんど同じでございます。しかしそれでもなお外貨貸付自身を、この債務自身が貸付ということにはなつておりませんので、法律上では外貨請求権という言葉を使つておりますが、外貨そのものではないという趣旨であります。そういうことを申し上げましたのは、外貨の關係を一應ウエストいたしました。円の會計で円の收支をしておるわけでありまして、従いまして輸入品は司令部からのレシーブを受けまして、そして貿易の所有に移る、こういう關係に相なつております。そこで貿易として、そのものを所有いたしましたそれを賣却いたします、こういう關係であります。將來はつきりと外貨關係が確立せられるといふことになりまして、これが違つた形になるかと思ひますが、今のところは、そういう形で整理をせられます。

○風早委員 今の御説明では、結局援助關係というものが、かた／＼先ほど私がちよつと触れました輸入補給金の問題とも関連して、爲替の問題だとか、爲替の買取りの關係だとか、これは輸入補給金なんかの場合には、結局して言へば爲替のダンピングと言つてよからうと思ひますが、こういうふうな性質のものであるということを書きされたわけでありまして、私のお尋ねしたのは、それははいずれでもよいのです。とにかく事實はそれだけの金かもしらえるというのであるならば——それは貸付でもよい、贈與でもよいのであります。もしもそれらえらば政府は今爲替の關係でやつておるということを言つて、問題をすりかへられたように考へられますが、そうではなくて、爲替の關係でもよいのであります。これを一体どういふふうな権限で政府はやつておられるか。というのは、これがすべて債務、ことに貸付である場合におきましては、明らかに債務を背負うのであります。憲法並びに財政法でわれ／＼國會が嚴として認めました國の債務負担を生ずる一切の行爲に對しましては、契約であるが契約でなからうが、どういふものであるが、とにかく國會の承認を得なければならぬ。あらかじめ原本なるものにつきまして、國會の承認がありまして、そしてそれがもとになりまして、こういう法案を出されること、筋道が通つておると思ひのであります。そういう点で、政府は一体どういふ権限で今までそれを受取つておられるかということでは、贈與の場合でも問題は本質的にはかわらないのであります。やはり贈與であるならば、その口座を何銀行に設定するか、あるいはまた教會を建てるということだけに使ふとか、いろいろ条件が贈與の場合でもあり得ると思ひますが、そういう場合でもやはり國會の審議權に對する關係が起つて来るのであります。この贈與を受けることを、政府はこれは日本にとつて得たといふふうに確信してやられるのであります。それはそうならぬいかもわからない。そういう場合もありますから、やはり國會がこれに審議、承認を與えなければならぬ。そういう点で政府のやられた今までのその行爲について、その権限はどうかというものであるかということ伺ひたいのです。

○石原(周)政府委員 今早風委員のお尋ねになりました点は、実は最初に貿易の特別會計をつくりましたときに、いろいろ議論をいたした点でありまして、おつしやいますように、將來これが貸付であつて償還を要するといふものでございしますれば、憲法、財政法の建前からいたしまして、少くとも國庫債務負担行爲をするであらうという議論もありました。しかしながら当時並びに現在におきまして、まだ日本側はアメリカに對しまして債務を負うとか、負わぬというふうな筋道の段階には至つていない点の一つ、もう一つは先ほど來御議論があります贈與とか、貸付の問題が未定であること、そういう問題は議院會議以後において明らかにするといふ点を考へまして、その當時から、今日においてやり得る

第二編第七号 大政委員會會議錄 第十三号 昭和二十四年四月十四日

とは、どうも債務負担行爲のとりようがないではないかという趣旨におきまして、その当時國會において御説明申し上げたかと思うのでありますが、円だけの收支を整理するという、先ほど申し上げたような自主的やり方になつております。

○風早委員 そうしますとフェ・タコンプリ、ただ既成事実が逐次積み重ねられて行つておるにすぎないという關係で、原本というものが、何かなしにあるのだということになるのでありますが、百歩を譲つてそういうふうになつたといひますればなおさらのこと、第四條の第六項並びに第七項でありますか、こゝにいろいろものをわざ／＼こゝに入れて来るということは、そういう事実を——今は全然契約もできない、上上の契約もできない、またそのほかの法律的な処置としてはできないのだといふようなことをそのまゝ法律の中に入れて来て、それによつて國會を拘束するようなことになるのではないかと思ひます。端的に言ひますと、私は立法論として、もしくは意見として言つてゐるのではないのであります。たださういふふうになるのではないかと、御了承願ひたいのですが、第四條の第六項並びに第七項といふものは、全然とつてしまつた方がよほどすつきりしやしないか。そして事実上のモラムダがあるのではありませんから、これは對外關係としてまたフェ・タコンプリとして、政府はやはり情勢に應じて適當に処置されるがよろしい。しかしやしくも對内關係において、ことに國會の権限におきまして、それをい

たずらに結局法的拘束するといふよりな建前にしてしまふことは、はなはだ妙なものでないか。それは全國民として、全國會議員としてだれしも妙なものに考えざるを得ない問題ではないか。さういふふうにも考えられる。でありますから、政府は大体第四條の第六項並びに第七項、こゝにいろいろものを省いた場合にはどうなるか。省かれるような意思は一体持たれないか。これからはそのことについて考えてみられる余地はないか。さういふ点もひとつ伺つておきたい。

○石原(周)政府委員 第六項、第七項がなかつた場合にどうであるかという点につきましては、大体今風早委員がおつしやつたように、ディレクティブにも残つてゐるわけでありまして、従ひまして政府といたしましては、司令部に対する承認の問題が、若干字句は違ひますが、残るわけでありまして、それにかかわらず、さういふことを入れることがいかに悪いかといふことにつきましての議論が、いろいろあるかと思ひますが、先日大蔵大臣からお話がありましたような経緯をもちまして、今のところ入つておるわけでありまして、ただつけ加えて申し上げておきますことは、それでは逆に第六項、第七項が入つておるために——

それによつて受ける感じの問題は、しばらく別として、法律上の議論といたしましては、そのために國會の審議権が拘束されるというところは、生じないといふふうには考えております。

○風早委員 さういふふうには断定してしまわれる限りは、この問題は水かけ論になりますから、私はこれで済むかと思ひます。ただこの國會審議権の

問題といふものは、ようやく戦後におきまして自主的な國會の審議権といふものを、少くも法的にわれ／＼が獲得した新しい國民の資産でありまして、これをこの一片の法案によりまして今年度から踏みこつてしまふやうなことになる危険だけは、十分に警告しておきたいと思ひます。その責任はすべて政府が將來とも負わなければならぬ。日本の歴史で負わなければならぬ問題があるといふことを警告しておきます。それで私はさう思ふのであります。もう少し、メモランダムもメモランダムであります。これだつて一通りあるのです。ですからせつかく秘密会で全部、他の人もないものでありますから、まだ今はいいのです。いろいろ交渉のいきさつ——私はいつも言うのであります。政府当局が交渉される場合におきまして、自分の頭と力でもつてやろうといふふうにいつもされておる。これが初めから今までのいわゆる官僚主義といふものの傳統でありまして、従つて國會なり、委員会なり、こゝに権限を持たされた主権者をほんとうに背景にし、この主権者の総力を結集して當つて行くといふことをなされなかつた。さうすればもつと私は有利に交渉が展開されるのではないかと信じてゐる。さういふ意味で、何でも秘密々でなさらないで、若干さういふやうな交渉の顚末なんかもこの際に打明けていたでいて、さうしてさういふふうには実は今のところになつてゐるのだといふことを、ざつとばらんに言つていただければ、問題が問題でありますから、われ／＼もとも／＼に十分に心配し、そしてそれに対して知恵をしぼつて行きたいと思ふのです。

要はこれによつてさしずめます國會の審議権が奪われるので、その意味においても日本の國會が、世界に対して非常な不名誉を負うといふことになるだけであつて、やはり實質上の問題がある。これは次に私は質問いたしますが、實質上の問題としていろいろあるのであります。さういふふうな点を考慮いたしますと、実に重大な問題でありますから、ぜひともさつ／＼ばらんに政府はそれらのいきさつを、われわれの前に披露していただきたい。さうして御相談を願ひたいという趣旨であります。しかしまあ先へ質問だけ進めて行きます。

次には、この前申し上げましたように、この法案が結局もたらすであります。さういふのが國民經濟に対する影響であります。これは法理上並びに憲法上の疑義の問題の一つの裏づけをなすものであります。ただ私どもは概念法学的に、法律論をもつてあそんでおるわけではないのであります。さういふことで政府をどうこうするといふのではないのであります。實際この千七百五十億圓といふものを、こゝに、あるいはまた私に言わせれば單なる見せ金にすぎないのであります。見せ金でとにかく動き出す結果、日本の國民經濟にどういふ影響を及ぼすか。この点について政府はさういふ見通しを持っておるかといふ点であります。私はフランスやイタリアまたドイツといふやうな國々において、一体どういふ影響が——ギリシャ、トルコにつきましては私自身もよく知らないのですが、先ほどから伺つておる次第であります。このマージナル計画といふものが、結局たとえばフランスなんかの産

業に対して、一体どういふ問題を起しておるか。さういふ点については、先刻御承知と思ひますけれども、これは御参考に申し上げておきたい。さうしてこれと同じやうなことがやはり日本でも起り得ないかどうか。さういふ点についての政府の見通しを伺いたいといふわけでありまして「速記をやめて聞いたらどうか」と呼ぶ者あり。たとへば政府が向うさんといふ／＼交渉される顚末は、われ／＼も絶対責任を持ちます。また向うさんにも關係がありますから、さういふものはどこまでも、秘密会でもよろしいし、速記をやめてもよろしいし、やつてけつ／＼なのであります。今までのところは、何もさしつかえなかつたと思ふ。今までのいろいろな委員の方からも多少御要求があるやうです。議事の進行の点につきましては委員長に私は御一任いたしまして、積極的にこの法案が實際に運行し始めることによつて、日本經濟に對してさういふ影響があるかといふことについて、私の大体見通しをお話した上で、政府の見通しをお聞きしたいと思ひます。それでありまして、食事の關係もあるでしようし、その辺のことは一應委員長の意見を伺ひました上で、決定したいと思ひます。

〔休憩〕と云ふ者あり

○川野委員長 午前中秘密会及び午後開く予定の秘密会における政府の發言中、特に秘密を要すると認めました都合については、これは公表をせず、委員長の手元に保管したいと存じますが、その取扱ひその他の点については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

業に対して、一体どういふ問題を起しておるか。さういふ点については、先刻御承知と思ひますけれども、これは御参考に申し上げておきたい。さうしてこれと同じやうなことがやはり日本でも起り得ないかどうか。さういふ点についての政府の見通しを伺いたいといふわけでありまして「速記をやめて聞いたらどうか」と呼ぶ者あり。たとへば政府が向うさんといふ／＼交渉される顚末は、われ／＼も絶対責任を持ちます。また向うさんにも關係がありますから、さういふものはどこまでも、秘密会でもよろしいし、速記をやめてもよろしいし、やつてけつ／＼なのであります。今までのところは、何もさしつかえなかつたと思ふ。今までのいろいろな委員の方からも多少御要求があるやうです。議事の進行の点につきましては委員長に私は御一任いたしまして、積極的にこの法案が實際に運行し始めることによつて、日本經濟に對してさういふ影響があるかといふことについて、私の大体見通しをお話した上で、政府の見通しをお聞きしたいと思ひます。それでありまして、食事の關係もあるでしようし、その辺のことは一應委員長の意見を伺ひました上で、決定したいと思ひます。

〔休憩〕と云ふ者あり

○川野委員長 午前中秘密会及び午後開く予定の秘密会における政府の發言中、特に秘密を要すると認めました都合については、これは公表をせず、委員長の手元に保管したいと存じますが、その取扱ひその他の点については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

業に対して、一体どういふ問題を起しておるか。さういふ点については、先刻御承知と思ひますけれども、これは御参考に申し上げておきたい。さうしてこれと同じやうなことがやはり日本でも起り得ないかどうか。さういふ点についての政府の見通しを伺いたいといふわけでありまして「速記をやめて聞いたらどうか」と呼ぶ者あり。たとへば政府が向うさんといふ／＼交渉される顚末は、われ／＼も絶対責任を持ちます。また向うさんにも關係がありますから、さういふものはどこまでも、秘密会でもよろしいし、速記をやめてもよろしいし、やつてけつ／＼なのであります。今までのところは、何もさしつかえなかつたと思ふ。今までのいろいろな委員の方からも多少御要求があるやうです。議事の進行の点につきましては委員長に私は御一任いたしまして、積極的にこの法案が實際に運行し始めることによつて、日本經濟に對してさういふ影響があるかといふことについて、私の大体見通しをお話した上で、政府の見通しをお聞きしたいと思ひます。それでありまして、食事の關係もあるでしようし、その辺のことは一應委員長の意見を伺ひました上で、決定したいと思ひます。

〔休憩〕と云ふ者あり

業に対して、一体どういふ問題を起しておるか。さういふ点については、先刻御承知と思ひますけれども、これは御参考に申し上げておきたい。さうしてこれと同じやうなことがやはり日本でも起り得ないかどうか。さういふ点についての政府の見通しを伺いたいといふわけでありまして「速記をやめて聞いたらどうか」と呼ぶ者あり。たとへば政府が向うさんといふ／＼交渉される顚末は、われ／＼も絶対責任を持ちます。また向うさんにも關係がありますから、さういふものはどこまでも、秘密会でもよろしいし、速記をやめてもよろしいし、やつてけつ／＼なのであります。今までのところは、何もさしつかえなかつたと思ふ。今までのいろいろな委員の方からも多少御要求があるやうです。議事の進行の点につきましては委員長に私は御一任いたしまして、積極的にこの法案が實際に運行し始めることによつて、日本經濟に對してさういふ影響があるかといふことについて、私の大体見通しをお話した上で、政府の見通しをお聞きしたいと思ひます。それでありまして、食事の關係もあるでしようし、その辺のことは一應委員長の意見を伺ひました上で、決定したいと思ひます。

〔休憩〕と云ふ者あり

○川野委員長 午前中秘密会及び午後開く予定の秘密会における政府の發言中、特に秘密を要すると認めました都合については、これは公表をせず、委員長の手元に保管したいと存じますが、その取扱ひその他の点については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

業に対して、一体どういふ問題を起しておるか。さういふ点については、先刻御承知と思ひますけれども、これは御参考に申し上げておきたい。さうしてこれと同じやうなことがやはり日本でも起り得ないかどうか。さういふ点についての政府の見通しを伺いたいといふわけでありまして「速記をやめて聞いたらどうか」と呼ぶ者あり。たとへば政府が向うさんといふ／＼交渉される顚末は、われ／＼も絶対責任を持ちます。また向うさんにも關係がありますから、さういふものはどこまでも、秘密会でもよろしいし、速記をやめてもよろしいし、やつてけつ／＼なのであります。今までのところは、何もさしつかえなかつたと思ふ。今までのいろいろな委員の方からも多少御要求があるやうです。議事の進行の点につきましては委員長に私は御一任いたしまして、積極的にこの法案が實際に運行し始めることによつて、日本經濟に對してさういふ影響があるかといふことについて、私の大体見通しをお話した上で、政府の見通しをお聞きしたいと思ひます。それでありまして、食事の關係もあるでしようし、その辺のことは一應委員長の意見を伺ひました上で、決定したいと思ひます。

〔休憩〕と云ふ者あり

○川野委員長 それでは午前はこの程度にいたしまして、午後二時より開会いたします。

零時三十九分休憩

午後三時九分開議

○川野委員長 午前中に引き続き秘密会を継続し、質疑を続行いたします。荒木万壽夫君。

○荒木委員 まず私は風早委員が質問されておりましたので、大体見当はつきりましたけれども、念のために、二お伺いしたいと思ひます。すなわち第四條の第六項、第七項の問題でございますが、私もやはり、何と申しますか、現在日本は独立國ではございませんで、非常に特殊な考慮を必要とするとは存じますが、日本の占領されております今の統治状況は、連合國の軍政下にあつて、しかも憲法が施行せられて國內政治、行政の面は日本人の責任において憲法に従つて運営する。いわば間接統治の軍政の形がとられておりまして、すべて憲法を通じて、憲法に基づく法律制度によつて運営される、こういう形で終戦以來一貫しておると思ひますが、憲法が施行されます以前は、ポツダム勅令その他のによつて憲法ないしは憲法以上の威力を持つて動いておりましたけれども、憲法施行後は、先ほど申し上げるように、やはり憲法の條章に従つて國內政治、行政が動いておる。こういうことについては、一貫しておるよう存するものであります。そこで今議題になつておりますこの法案に、おそらくは初めて第四條の第六項、第七項のごとき連合國の最高司令官が國內法上表面に出て、一種の行政処分をなすとい

うがごとき形がとられたかと私は思ひます。寡聞にして私はほかに何があるか存じませんが、その意味において、前例があるのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 先般理財局長から申し上げましたが、「占領軍の管理下から解除された貴金屬等」云々という法律の中に「連合國最高司令官の指示に基き」という規定のあるものがあるのではありませんが、これは必ずしも正確にこの規定と同じような趣旨ではないようであります。従ひましてこういう規定が入りましたのは、あるいは正確に申して最初であるかと存じます。

○川野委員長 ちよつと速記をやめてください。

(速記中止)

○川野委員長 速記を始めてください。

○荒木委員 私は実は風早委員の國會審議權との關係の意味で論ぜられまして、御趣旨には、必ずしも賛同しないので、これがあらうとなかろうと、審議權そのものは美学的には影響なからうともちろん思ひます。しかし、はなはだ意見にわたつて恐縮でございますけれども、連合軍最高司令官といふのはわれ／＼に與えられております憲法以上の存在、換言しますれば、ポツダム宣言に基いて日本に軍政を行つたものが間接統治の前提のもとに動いておる。憲法に基いての國內法に率然として出て來て指示に基きといふさつき御例示になられたような事柄ならば実害もないし、また法理的に言つてそれはどのおかしさを感じませんが、第四條の第六項のごときは、明らかに日本の行政官廳として一種の認許処分をするという立場でございますから、この規定が國內法にありますが、そのこととができるでせぬといふ以前に、本来の最高司令官としての権限に基いて、メモランダムもしくはディレクティブの形で意思を表示されるならば、必然的にそれが百パーセント動かねばならない條件下にありますので、少くともこれは日本の國內法として無用ではないか、先ほどの御説明によりまして、いろいろ／＼な御折衝の事情もしくは大蔵當局の御苦心のほどがもたらぬからぬではございせんか、日本の國內法の形から申しまして、そういうことが現われておる。條約の根拠に基いて國內法に取入れられることはありましようけれども、今はそういう時期ではない。さらに換言しますれば、先ほど申し上げますように、國內法の規定をまたずして、より以上の強力な権限を本來持つておられる方でありまして、立法技術として、意味のなさないものをここにに入れるといふことそれ自身につきましては、GHQの方に御再考を願うのが至当であると私は考へるのであります。國會の總意において、あらかじめGHQの方にそういうことを申し入れ、改正案を提出するといふふうなことに、政府側としてどういふふうにお考えでありますか。率直に伺つてみたいと思ひるのであります。

○石原(周)政府委員 ちよつとその点は……。

○荒木委員 ただいまのお尋ねは幾分やばなお尋ねでありまして、自分でそ

う思ひながら、ついそり申し上げたのでありまして、意見にわたりますが、

私は一應そういうふうに考へるのであります。問題は、それを離れまして、今までの石原さんのお話によりまして、三年間の間に約十億ドルばかりの輸入超過になつておる。さらに一月、二月、三月、今年度としまして、三月までにはそれにプラス何かしかの入超になるかと思ひますが、二十四年度以前の二十三年度までの入超額に對しましては、見返り勘定的な取扱ひをされることがありはしないかと、ちよつと懸念するのであります。

と申しますのは、先ほど来ガリオアにしましてはイロアにしまして、それが贈與であるのかあるいは借款であるのか、もとよりこれははうかがひ知り得ませんけれども、少くとも今後二十四年度以降のフナードに對しましては約一千七百五十億を予定して、いわば借款としか考へられないような形で整理されるわけですが、そのことが過去に遡及して國民の負担において、同じような勘定の中に繰入れると申しますか、そういう取扱ひになりはしないかといふことを、私だけかもしれませんが、ちよつと懸念いたしますけれども、そういう点について、政府當局はどういうお考えでございましょうか。伺つておきたいと思ひます。

○伊原政府委員 過去の問題につきましては、いろいろ整理をするといふふうなことは、正直に言ひまして聞いておりません。過去におきます取扱ひが、つまり今まで援助として相当安く入つて参りました金——輸入超過に相当する部分が漠然と輸入補助金、輸出補助金に化けてしまつて、貿易資金の整理の内容が非常に不明確でありましたのが、今度はあらためてはつきりさせる

といふ点に意味があると思ひます。過去の分はもう新しく整理をし直すといふふうなことは、全然ないと思はれるのであります。

○荒木委員 その点に關しまして、私も大体漠然とはそう思ひるのであります。が、こゝろいふふうな取扱ひをすることにつきまして向う様から何らかの指示がありまして場合に、この法律が、予算にも關連いたしまして、予算なりこの法律なりを一体としまして、こゝろいう手はずが整つた日以後に、両フナードを引当てに物が入つて來たやつについて、そういう取扱ひをするといふふうに明確に言つて來ておりますかどうか、この点お伺いしたいと思ひます。

○伊原政府委員 お手元に差上げましたメモランダムにもあると思ひますが、一番初めに四月一日以後と書いてございませう。

○荒木委員 その点は一應はつきりいたしました。過去につきましてはさうだいたひにして、一千七百五十億円の引当てになつておりますものは、今後向うの年度としては六月末に終ります年度、フナード七月一日に始まります一九五〇年予算によつて認められたものを合せて、日本の二十四年度内には、おおよそ五億三千万ドルぐらいのものが來るであらうといふ推定に基いておるのだといふことを、伺つておるのではありませんけれども、過去のものに遡及しないであらうといふこと、換言しまして俗っぽく申し上げれば、過去三年半はアメリカの対日援助、さらに換言すれば一種の官廳工作期間といふふうな氣持で理解されるのでありますけれども、千七百五十億に相当しま

する対日援助だけで今後は打切られるものかどうか。仄聞しますと、七月一日以降はもう日本には具体的な援助をしないのだというふなことを、向う様のしかるべき方が言われたようでありまして、政府としましては明言ができませんものではないと想像しますけれども、そういうふうなことも仄聞します。関係上、大蔵政府当局は千七百五十億以後に來るものは全然期待できないかどうか。現実はその以後にも期待できるのではないれば、日本人は餓死するにあらうんば、餓死に近いような生活水準の低下をせざるを得ないことは必至であると思ふのであります。こゝにわがわくばほんとうの意味で自立できる、許される生活水準を維持できるまでは、援助をしてもらいたいという願望はだれしも持つておりますけれども、今までの輸入超過は過去のことでは聞かない。今後については千七百五十億を限り見返り勘定を設けて、ぎつちりそれを言わば國內的なファンドとして、回轉基金的に動かして行くのだという意思が、初めて明らかにされたようになつたと思ひ合はせて、それ以後に続くものがないかのごとくにも思ひます。府御当局はどうかにお見通しであるか。直直なところをお聞かせ願えればと思ひます。

○伊原政府委員 千七百五十億は、先ほど御質問ございましたように、終戦以來たゞいままで貿易資金の経理上非常に不明確に使われておつたのを、はつきり対日援助の部分を出すということとであります。また二十五年以降はどうかというふうかというお尋ねであります。

すが、この間のあのドッジ氏の声明にもあり、その後のいろいろ政府から池田大蔵大臣がお会いになつた結果として、だん／＼いゆる竹馬經濟の足を短くして行きたい。アメリカの國民の租税負担において、日本に対する援助というものが行われておるのでありますから、できるだけ早くだん／＼少くして行きたいということのようでありまして、しかし再来年度から全然打切つてしまふというふうなことは、日本としては困る点でありますし、そういうことは全然ないのではなからうか。經濟九原則等の実行によつて經濟がだん／＼安定して参れば、あるいはガリオアとイロアの配分率等がかわつて、だん／＼イロア資金が多くなるということがあるかもしれません。援助が急に打切られるというふうなことはなかりと思ひます。ただだん／＼に減らして行くように日本としては努力し、また先方もそれを望んでおるだろうというところは想像いたされるところであります。

○荒木委員 それはそのくらいにしまして、実は見返り勘定がどういふふうな運用されるか。運用の機構等を新聞紙上にも散見いたしますけれども、これはあえて秘密会を要しない問題でもありますから、それは秘密会が解かれた後に譲りまして、私のたゞいま御質問申し上げることは以上で打切りたいと思ひます。

○石原(登)委員 まず最初にお尋ねいたしたいのは、この千七百五十億円の計算基礎です。大抵邦貨換算三百三十円だといふようなお話ですが、これに見合いますところの五億三千万ドルに對する意見の表示というものはどうい

うような形で行われておりますか。まずこの点から聞きたいと思ひます。

○伊原政府委員 千七百五十億円というものを今度の予算に計上することには、承認されたのでありますから、その千七百五十億円程度がごとの円資金として浮んで來るだろう。現在までのところは、輸入物資はドル三百三十円で切つて計算しろということになつておりますので、逆算いたしますと、五億三千万ドルという数字が出て参ります。現在の日本の予算上の見積りとしてはどういふことなものであつて、米國の來會計年度、つまり一九四九年七月一日から始まります會計年度の対日援助予算というものは、アメリカの議會で今審議中でありまして、直に申してどういふかわからぬ。しかし大体このくらい見込んでいいのぢやないか、こゝういふことだろうと思ひます。従ひましてこゝういふのであります。形式的に申し上げますと、こちらの議會の審議権をこれによつて縛るとかいうようなことにはならないのであります。向うの審議いかんによるのであります。それは經濟九原則をどの程度実行するかというふうなことに非常に影響を及ぼすのであるから、經濟九原則の実施を急速に徹底的にやること、必要だといふふうな了解しております。

○石原(登)委員 それからこの根本になりまして千七百五十億円の使い道ですが、実はいかなる場合においても、金融の面が産業經濟に及ぼします影響が非常に大きいのであります。特に今年度のこの予算において、千七百五十億円が受持ちますいゆる範圍と申しま

すか、これはおそらく日本の全經濟を支配するやうなことになる。かように考えるのであります。従ひましてこの運用、あるいはこれが企画といふものは、日本の國民生活にも非常に全面的に影響を持つ。こゝういふことになるのであります。われ／＼仄聞するところによりまして、これに對しますところの政府の方策がどうか、あるいは當局側のいろ／＼な制肘がある。これは當然だとは思ふのでありますが、この制肘と、われ／＼國會が持ちますところのいゆる判断と言ひますか、その間の問題がどうも明らかにならないということ、非常に残念に思ふのであります。こゝういふものに対して審議というよりもむしろ企画立案の面に國會の意思を盛るといふことに對して、何か御考慮が拂われておるかどうか。この点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○伊原政府委員 千七百五十億の運用が日本經濟、ことに通貨信用政策に非常な影響を及ぼすことは、石原委員の仰せの通りであつて、この運用の仕方によつて産業界、經濟界は非常に影響を受けるわけでございますが、これの運用の方法といたしまして、まだどういふ機構をつくつてどうするかというところが、きわめてはつきりいたしておりませんが、昨日の閣議で一應きまりました点を、安定本部の方から御説明願ふことにいたします。

○渡邊(憲)政府委員 昨日も御説明申し上げたと思ひますが、現在政府の方で考へておりますところは、安定本部が中心になりまして、各省の意見を聞いてこの運用計画をきめまして、閣議の了解を得て司令部に承認を求め、

こゝういふことを考へております。それからそのあとでは財政法三十四條の財政法上の手續をとりまして、そのあとは資金管理者としての大蔵大臣が個々の申込みを受け、貸付の場合でありますと、貸して行く。その場合に具体的な一件々々につきまして、司令部の承認を受けるということになつております。

○石原(登)委員 何かこれを実行するに際して、特別の機關を設けられるように聞いておるのですが、こゝういふ御計画はございませうか。

○渡邊(憲)政府委員 現在としては大蔵省の中に特別の局をつくるのか、あるいは特別な管理課をつくるのか、そういう問題はあつてもありませんが、このために特別の審議會をつくるのか、特別の委員會をつくるかということはまだ話に上つておりません。

○石原(登)委員 それから先ほどから問題になつておる第四條の第六項の問題ですが、実はこの問題は考へてみますと、非常にいろ／＼な意味があると思ふのであります。風早會員から何か憲法違反じゃないかというふうな議論もあつたようですが、その問題に關して私ども必ずしもさうに考へないものであります。ただ一点特に考慮しなければならぬことは、連合軍最高司令官の承認を得なければならぬ、かようなことになつて参りますと、この承認は國會の審議を一應連合軍司令官に委譲したやうな形にも考へられる。すなわち國會の審議よりも連合軍司令官の承認が上位になりますために、國會の審議というものがあつた場合に、いふては肯定されることも、容易に想像できるものであります。さういふにいたします

ると、連合軍の最高司令官というものは、日本の内行政に對して、一つの何と言いますか、干渉をすることに成り、かようにいたしますと、三年半にわたつて連合軍が日本にとりました態度、すなわち内行政には干渉しない、日本の政府や日本人でやるべきだといふ建前を強調いたしておられますし、また吉田内閣においてもそのことを堅持しておる。かように考へるわけでありませう。そういたしますと、日本の國會でこゝろいろいろな法律をつくりました場合、むしろ向うさんが迷惑をするのじやないか。こゝろいろいろ行政に干渉するということになります以上、その結果よつて来るところのもろもろの事情に對しても、一應責任を持たなくてはならない。かようなことが言へると思つておられます。この點に對して政府側としてはどういふふうにお考へでございませうか。

○川野委員長 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、前尾委員長代理着席〕

〔速記中止〕

○前尾委員長代理 速記を始めてください。

○風早委員 たいだいま法律的に言いますれば、第九條の第一項と第四條の六項並びに七項の關係が、依然として問題になつておられますので、兩者いずれが優先するかという問題に帰着すると思つておられます。結局實際問題としてはどこまでも國會の審議権というものが優先するといふように、政府は解案論としてとつておられまして、それによつてこの問題はこゝろまでもよろ

しいのではないかと。解釈論としては國會は何を審議してもよろしいし、どう決定してもよろしい。こゝろおつしやるのでしよう。これは異存がありません。これは大蔵大臣がおつしやつたのですから間違ひありません。そうしますと結局第四條の第六、七項よりも、第九條の第一項というものが優先するといふことになります。そういたしますと實際問題といひまして、われわれがこゝろでもともに、まじめに審議いたしました場合、ある場合においては最高司令官の權威を傷つけやしないか。こゝろいろいろ問題になるおそれもあるのではありませんか。これはわれわれはなほ迷惑千萬である。そういふことはこの際やめてもらいたいです。われわれとしましてはどこまでも國會の審議に關する限りは、連合軍に關しましては直接責任を負わないのでありまして、その責任はどこまでも政府が全部これを負つておられる。また政府は國會に對してしましても、その責任は全部負つておられる。事実上すでにメモラ

ンダムがあり、またディレクティブがあるのではありませんか。事実上の關係として他との交渉は政府を通じてなされておる。國內的にわれわれが一定の意見を獨自に表示することは、これは國會として自由でありますし、もしもそれをもつて政府が交渉の任に當つて、その任にたえないといふことにならば、それは政府がやめればよいのです。そうすれば眞に國會の意思そのまゝを代表した政府當局ができて来て、それが向うとまた交渉すればよいのであります。結局いづれも國會に主権があるといふ法律的な形式だけは、そこで堅持できるのであります。そうい

う意味におきましてはこれはこのまゝ出せば、あたかも政府が全責任を負うべきその責任を、國會に轉嫁するかのとき感を抱かせるのであります。もちろん政府はそういうつもりではないと言はれるのであります。それによつても、それならばそれでなおかつこうでありまして、こゝろいろいろな点につきましては今荒木委員や石原委員の方からも有益な意見が出ておられますが、われわれとしても第四條の六、七項といふものについて、さらに再検討してもらへる意思があるかどうか、その点を重ねてお聞きしておきたい。

○石原(周)政府委員 内部で相談いたしましてはなるべく御返事を申し上げます。

○風早委員 非常はけつこひだと思つております。それで次には、けさほど私が伺いました質問の一つでまだ残つておりますが、ギリシャ、トルコとアメリカとの援助協定あるいは贈與なり貸付なり、この贈與に對する援助協定の内容をぜひ示していただきたい。

○伊原政府委員 ギリシャとトルコの援助の内容の資料は、正直に申しましてたゞだいまのところ政府として手に入つておりません。できるだけ外國の例を集めるように努力いたしたのでありますけれども、今のところ入つておりません。決して怠るわけではございませんが、できるだけ手に入れたと存じますけれども、たゞだいまのところほんとうに持つておりません。

○風早委員 入つていないとおつしやればしやうがありませんが、特に理財局長でありまして優秀なる調査部を持つておられるわけでありませうから、私どもはきわめて不完全なる委員で調査

をやつておりますが、いろいろと努力をいたしますれば、この國際的の資料もわかつて来るわけでありませう。これはいろいろ方法があると思ひます。あらゆる便宜を持つておられます理財局長といひまして、速急にひとつ、どうせこの法案はまだなか／＼通過には相當かかると思ひますから、ぜひ早くやつていただきたい。それはぜひお願いしておきます。いづれにいたしましてはもまだこの予定計算書なども添付されておられませんし、これは正式の審議と考へられなくともありまして、いづれまた今、明日も続くと思ひますが、ぜひそれまでに間に合ひようにお願ひいたします。そういたしますと私は最後に一つだけ残つてゐる問題といひまして、この法案を實際に運営いたします場合において、わが國民經濟に對する影響はどうか、こゝろいふ点について政府の見通しを伺いた

い。なるべく／＼な國際的な先例にも應じて、さつ／＼に御回答願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 先ほどお尋ねがございました、この千七百五十億円の使い方がいかによつて、通貨信用の狀態がどうなるかといふ、きわめて重大なものであることは御指摘の通りであります。先般資金計画をきめます際には、いろいろ／＼内部で議論いたしました。まず通貨量をどの程度に見るか、産業資金をどの程度に見るかといふ観点におきましては、この千七百五十億が全部經濟界に還元いたすようにするといふ前提でできております。従つて通貨の量から申しますと、昨年来千五百億を越えました通貨が、最近千七百億合になつておるのであります。この援助

資金を、もし日銀の公債等を買入れ、そのまゝ收縮しつげなしになりますと、通貨がどん／＼減る傾向になりますので、そうではなくて、通貨量は大体年度間を通じて昨年度程度を維持して行くといふような考へ方、それから最高は三千五百億程度、ことと同じような最高発行限度程度を維持して行くといふ考へ方で、運用したらいかがかと考へております。

なお産業資金に關する方法として、このうちの幾分かは直接に産業に投資するかつこゝろに相なると思ひますが、他の部分は日本銀行の公債ないし復金債の買入れ、その買入れをしたそのまゝで置きますと、信用は收縮いたしますから、その場合には日銀の貸出しをふやすなり、日銀が市中から公債を買ひまして産業資金を補充するなり、また直接に金融機關の持つておる公債を買ひ上げて、産業資金を補充するといふような心算で、運用するところを考へておる次第であります。

〔前尾委員長代理退席、委員長着席〕

○風早委員 大体のことは何度もお答えがありまして、私も別にそれは疑問を持つていないのであります。大体建設公債方面に使用することはすでに決定になつておりますし、そのほか國債償還と、あとは産業資金に使うわけである。直接投資になるわけでありませうが、こゝろいろいろ建設公債に振り向けられる場合におきまして、その行く／＼の結果はどうなるか。これだけ申し上げたのではちよつとはつきりなさらないかもしませんが、結局外資によつて、日本の今までの／＼な意味において重要な國營事業としての鐵道な

り、通信事業がこれから運営されることになつて、その結果は實際どういふことになるであらうかという見通し、及びこれが講和会議なり何なりでいふ上、國際的な負担が決定される場合において、さらに新しい問題が起つて来る。先ほど申し上げました先取特権というふうな問題も、こういう場合にはまつたく杞憂であるか、こういう点についてもお答え願ひたい。

また、いろいろ操作もおありだらうと思ひますが、結局は國債償還はどこへどういふふうになつて行つて、日本の産業資金として動くようになるか。そういう点について少し具体的に御説明願ひたい。私もフランスやその他の國々の事例を見まして、ともかくにもいろいろ援助協定がござまつて、その結果ですでにいろいろな実績が現れておるのであります。その場合において、たとえばフランスにおいては非常に國民經濟に深刻な影響を與えておられます。これがフランスの國民經濟を非常にへんばなものでして、生産の發展を不均衡にして、具体的に申しますれば、原料部門というよりなるものは大いに發展しておりますけれども、一般に加工部門は非常に廣般に没落しつつある。そういう点をわれ／＼はすでに見て来ております。これは部門別に一あげるわけには行きませんけれども、たとえば鉄とか、鉛とかボーキサイトとか、こういうた金属産業にしても、特殊のものについては生産は上つております。しかし他面において、自動車、造船、油脂、皮革、繊維、動力、

ことについては、いろいろな事例が示されておると思ひます。特にこの場合に、フランスに對しましてアメリカの私的資本もど／＼と入つて来ておりまして、たとえばフォード会社が多くのフランスの自動車会社に投資しております。またメチス会社がトラクターなどの製造に着手しておる。またロックウェラーの石油がフランスの南方行政区の石油探掘権を獲得しておる。そのほか機械器具部門や繊維部門、特にナイロンなどにアメリカ資本の進出は相當急激でありまして、その結果そこに非常に深刻な影響を與えております。國內的にも加工工業をやることはあまり意味がない。しかもその原料は増大いたしました。それは必ずしも國內の加工のために、また國內の需要に應ずるためにこれが使われるというのではなく、あべこべに原料部門の輸出というものがだ／＼ふえて来るというところになりまして、これは再建の見地から、はなはだ問題だと思ひます。他方におきまして、加工工業は舊第一本レートの問題もからみまして、非常に深刻な影響を與えようとしておるのであります。この際まず／＼それらがからみまして、きわめて一、二の企業経営のみがこの千七百五十億円の運賃についてその恩恵にあやかる、こういうふうなことになるのでは、はなはだ問題だという意味で、それらについてなお具体的に國際的な前例に照し合せ、また日本の実情にも照し合せてお伺ひしたいわけでありす。特に私は安本長官にも聞いてもらいたいのですが、今日のいわゆる集中生産方式というものの對して、この千七百五十億円という見返り勘定の

運営というものは、一体どういふ關係に立つておるか、またその結果が實際具体的にどうなつて行くかというところについて、お答え願ひたいと思ひます。

○富田委員 昨日からの議程で秘密会を開きまして、ただいま議題となつております援助資金特別會計法案を深く掘り下げて、お互いに検討することにしたのであります。午前中からそれぞれの委員の御質問もあつたやうであります。特に風早委員からは微に入り細にわたつた御質問があつたやうであります。あるいは私の聞き違ひかもしれませんが、その質問の趣旨の大要はかゝつて御研究のものであり、私も申し上げれば、風早君の趣意を傾けられて一つの御意見であるやうに承ります。従ひまして法案の審議というものは個人の意見というところの討論ではないので、もし本案に對します御意見なら討論の機会にやつていただきたい。質問はあくまで質問の範圍において進行せられなければ、長い間かかつてあらゆる世界的な事情や、あらゆる關連をこの際引出しまして、それに対する意見を交えておりましたならば、こゝでいつまで質問し審議いたししても、はてしのないことであると思ひます。この点委員長におきまして、あえて私は風早君の言論を抑圧するといふことを要求するものではありませんが、少くとも質問なら質問という範圍を出でないといふことを、ぜひともひとつおとりはかりを願ひまして、円満のうちに、すみやかにこの審議を終るやうに切望するものであります。

に丁承いたしました。しかし私が伺つておるのは、意見を申し上げて居るのでは決してありません。これは質問をするにつきまして、やはり自分でおよその見解というものはあります。問題を持たなければ質問もできないのでありますから、問題がどういふところにあるののではないかと、その見解は持つておられます。それを出さなければ政府の御答弁がいつかはなはだ抽象的でありまして、こういうことをお聞きしたい、またこういうことが、この法案審議について大事な点だといふ意味におきまして、実は説明したのであります。その意味をひとつ御了解願ひたいと思ひます。しかし以後十分に注意いたしまして、できるだけ簡略にいたしたいと思ひますから、その点は御了解願ひたい。

○川野委員長 委員長も一つ風早君にお願ひ申し上げますが、御承知のやうに大蔵委員会には相當な法案がかかつております。またかかることになつておりますので、できるだけ法案の審議を急ぎたいと思ひます。風早君には常に質問の時間と相當與えておりますので、今後の質問はなるべく簡明に、要を得た質問をひとつお願ひいたしたいと思ひます。それではただいまの風早君の質問に對する政府の答弁をお聞きいたします。

○伊藤政府委員 安本の方から見え

何百万円、この企業経営に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業経営がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業経営がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

國債償還の問題につきましては、これはなかなか／＼ややこしいのであります。今、今の復命債償還の問題ともからみ

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

またその場合には、産業資金と申しまして、それはきわめて特定の企業経営に振り向けられることは、おのずから想像できるものであります。そういう場合そのきめ方は、一件々々、この企業經營に何百万円、この企業經營に何億圓というやうに、一件々々これを振り向けられるのであるかどうか。そうした場合にはその特定企業經營がどういふものであるかということがおわかりであります。これを知らせいただきたい。これは大体おわかりでなくてはならないと考へて、お聞きする次第であります。

ておるが、今年は一休どのくらいかといふお尋ねでございます。これは安定本部の方からお答えしていただくことにいたします。

それから國債償還の方の数字につきまして、多少申し上げてみたいと思ひます。二月末で公債を持つておりますのが、分類表を議案の方は差出しでございますが、日本銀行が六百七億、全公債の二三・五三％を持つております。これを買上げますれば、もちろん日本銀行としては、これの見合ひに貸出しなり市中の証券を買入れるなりしなければ、信用の収縮になると思ひます。なお市中は千六百九十九億の公債を持つております。ただこのうち二百八十三億は日銀の貸出し——当時二月でございますが、七百二十五億の貸出しの担保に二百八十三億がなつておりますので、これらの部分をそのまま買上げまして、日銀の信用は収縮になりませんので、さういふ点につきましては、日本銀行の方で信用政策として、再び金融界に還元する。金融界自身が手に入れた資金も、これを産業に還元するといふことがぜひ必要だろふと思ひます。

○内田政府委員 今年度の産業の所要資金につきましては、一昨日ですか、経済安定本部から総合資金の需給見込みとして公表されております。これによりまして今問題になつております米國の対日見返り勘定千七百五十億のうち、今すでにきまつております鉄道、通信の分が二百七十億あります。これを除いた千四百八十億が完全に使えて、それが直接産業資金として貸出される。あるいはまた公債等の買上げによつて、日本銀行あるいは市中銀行に

償還される。一旦銀行に返つたものも通貨の収縮をしない限り、また産業界に再び投せられるような運命を、われわれは期待しておりますので、この資金を見ますと、大体その他の一般の増資あるいは金社の内部保留などを入れますと、四千七百億程度の産業資金の供給が可能であるといふことで計画を組んでおります。この際問題の長期の設備資金としては、理財局長からお話がありました通り、昨年度は大体千七百五十億程度でありましたが、そのうちの大部分は御承知の通り復興金融公庫でありましたが、二十四年度においては経済安定本部が所期する経済復興計画の初年度をまかなうための設備資金としては、現在われわれの見通しでは、最低限千六百億以内くらいであり、かように見ております。これの内訳もござりますが、むろんこれはまだ最終的なものではありませんが、かなり私どもが作業しておるところによりまして、石炭工業で二百四十億程度の資金があるであろう。これにつきましてはいろいろ問題がありますが、石炭四千二百萬トンを掘るためにも、今の石炭といふものは坑内、坑外の配分

内容があるいは企業が合理化してないから、もつと資金が少くても、四千二百萬トンは掘れるというような議論もありまして、その他いろいろの議論があります。二億の目算としては今申す程度の供給資金があると思ひます。その次に、鉄鋼業は御承知のように二十四年度においては相当の増産をいたします。溶鉱爐も、今新しく火を入れるといふことを計画されておりますので、この鉄鋼業関係で九十億程度の設備資金がある。

それからその次に大きいものといはしましては、電力の關係で、電力の開発あるいは補修資金として四百億程度の資金をわれわれは見込んでおります。電力については御承知のように、現在新しい開発に着手しておりますものはございせんが、戦前以前、あるいは戦中から着手しておつた電力増加の分は、おおよそこの春ぐらいまでに完了いたしました。今後この出力の増加をやるためには、大規模の水力開発地点に着手しなければならぬ。従つて電力の出るのには、これから二年、三年の後になりますけれども、五箇年後の自立経済といふものを考えるときに、今年あたりから手を打つて、四百億程度見込まなければならぬ。そうすると今年あたりから大規模な計画をしなければならぬといふので、このよう大きな数字になつております。それから船舶の關係であります。これが約二百億四千萬の資金を要する。さうな大きなものを四つ五つは、ほか、なほ肥料であるとか、化学工業であるとか、あるいは機械産業、繊維産業といふようなものを合せますと、さらにまた、從來御承知の復金から金を出しまして、農林中金をして貸出しをいたしておりました農林水産の復興金融の制度というものがあつた。その形は復金の貸出しの原則の停止となりまして、行われたいことになりまして、何らかの形において土地改良とか、農業資金とかいう原始産業方面の長期の設備資金を相当程度出しますと、最小限千六百億ぐらゐが、かかるような見込みをもちまして、この資金を見返り勘定の中からも直接に相

當に投資されることを期待いたしたが、あるいは預金部であるとかあるいは興業銀行の債券発行限度の引上げ、あるいは農林中央金庫の債券発行増額とか、いろいろの構想を持ちながら、何とかつけて参りたい。かように考えております。

それから集中生産方式の話であります。これはむしろ生産局方面からお話を願う方がよいと思ひますが、私どもの考えを申し上げますと、集中生産方式は企業合理化、あるいは経済主義の立場から、資材割当等について安定本部が行う建前をとつております。しかしこれと千七百五十億の見返り勘定からの資金を放出する際には、必ずしもこの集中生産が行われる大規模産業だけに、この見返り資金を出すというだけではなく、あるいは私限りの考え方でありまして、大蔵省方面、あるいはむしろ司令部方面とは了解のつておらないことも、思ひます。けれども、この貸出し方は大きな集中生産をやるものだけに、むしろ堅実に貸しに行くといふことをしない、また中規模な産業であつても重要なものには直接貸すといふ方法をとりなさい、たとえば興業債券をこの資金で引受けて、興業銀行を通じて貸出しを行う。あるいはまた農林中金の債券を引受けて、農林中金を通じてこの貸出しを行う。こ

ういふことも考えていいのではないかと。この金を、集中生産を行う大規模な産業だけにきき込んで、へんばな産業構造を来すといふことにならないようにすべきだろふと、私どもは考えております。

○風早委員 資金計画全般の御説明として承つたのでありますが、これにつ

きましては、いろいろ問題がありますから、この際に千七百五十億だけに限つて、私はもう一つだけ伺つておきたいと思ひます。資金計画の中でも、特に千七百五十億に即して伺いたいと思ひます。この資金計画の中で資金供給の面は、金融機關からの融資と、政府出資及び政府償還金、直接投資といふふうなものもあります。また新規建設公債といふものもあります。ことに新規建設公債二百七十億といふものがちやんとあがつておる。これでこの供給総額として五千四百五十億といふものがあがつておるのでありますが、この並列してあります各数字は、結局根本におきまして千七百五十億といふものが予想通り動かなければ、出て來ないものもあるのではないかと。たとえば早い話が、今の建設公債につきまして、二百七十億といふものが出ておりますが、これは千七百五十億でこれを引受けることによりまして、できるわけでありまして、これはその中に入つておるからいひのでありますが、この金融機關の場合におきまして、政府出資及び財政償還金の場合におきまして、金融機關の場合には、たとえば預金といふものが一番中心になると思ひわけですが、預金といふものにつきましては、たとえば安本關係の御見解と、大蔵省關係の御見解とは、從來そこには何ほどの水増しといふ問題も考えられるのでありまして、これらがその予想通りに達成するといふことにつきましては、やはり千七百五十億円が動かなければ、これは目算の立たないものではなからうかといふことを予

想させるのでありますが、そういう点につきましても、どういふことになつておるか、伺いたい。同様に政府出資並びに財政債還金につきましても、やはり同様な問題があると思ひます。また直接投資につきましても、結局七百億といふようなことが出ておりますけれども、これはやはり過大ではないかと思ひます。銀行預金の重複勘定といひますか、ひもつき預金といつたようなからくりでやつとこれができ上つておる。こういうものも根本におきまして、この千七百五十億が適当に見せ金として使われて行くといふような関係があるのかどうか、こういう点がつきりしない、各項目につきましても大分水増しの感を抱かせるのでありまして、こういうふうな非常に大まかな資金供給をもつて、実際に現実にぶつかつてみた場合に、この資金配分が実現するかどうか、これははなはだ疑問になつて来るのであります。そういう点についてもう少し御説明を願ひたいと思ひます。

○内田政府委員 ただいま風早さんからのお話であります、もちろんこの資金計画全体あるいは、お話のありました金機機關の資金が二百三十億はいるかどうかといふことは、十分お氣づきのうちに今度の予算が完全に施行されるという建前でできておるでありまして、その点について今度の予算が、予算としては成立しても動く予算ではないのだ、という頭でござらんになれば、それはこの資金計画通りにはもちろん動かぬことになるでしょう。私どもは今度の予算が一つの構想を持つた行き方であつて、ぜひこの予算を動かして参る。具体的にはこの千七百五十億の見返り資金につきましても、やはりアメリカからの援助輸入が現実にあつて、その援助輸入品が賣れて、それに対して御承知の一般会計からの八百三十億四という輸入補助金も拂ひ込まれて、またさらにその前提として五千億の税金もとれ、今度の予算の建前には、動くといふことを前提とする限りにおいては、この仕組みは決して不可能ではない。またこの仕組みが動くようにやるつもりでありますから、御承知をお願いしたいと思います。

○風早委員 それはもちろんお立てになつた以上、その目標でおやりになることは当然の義務であります、お立てになる場合におきまして、最初からもう水増しが予想されるような非常なふくれたものであつては、実際に今度は迷惑する産業が起るのでありまして、そういう意味で私は水増しはこれで大體ないものであるかどうか、特に伺つておるわけです。というのは特にあなたは安本の方ですからお伺いするのですが、安本と大蔵省では、予想されております貯金の額といふものが、たいへん従来とも開きがあつた。安本の方が少し固いように思ふ。大蔵省の方がきわめて樂觀的のうちに思ふ。しかし今日預金といふものは——私の意見は自然に安本に有利になるかもしれないが、非常に困難でありまして、もう税金問題では興党の方々も頭を悩ましておられるような現状であることは御承知の通り、それをいいて非常に高い見積りを立てて、そしてこれはもうできたのだからやるのだといふことになれば、非常なむりが起ることはもうきまつてゐる。そういう点でむりはないか、水増しはないかという意味

で私伺つたので、これは何でもかでもできないといふのでなく、できるようにしたいから言つておるのでありますから、そういう意味でひとつお答え願ひたいと思ひます。

○内田政府委員 金機機關の預貯金につきましても、安定本部におきましては、研究過程としてはいろいろ意見もありましたが、この数字は完全に政府として一致した意見でありまして、安本に有利な御発言であつたと思われません。

○川野委員 風早君に御相談申し上げますが、秘密会でない質問は明日に譲つていただいて、本日はこれで散会いたしたいと思ひますが、いかがですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川野委員 それではこれをもつて秘密会を終ります。

〔午後四時三十一分秘密会を終る〕

○川野委員 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

〔参 照〕
大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金金に関する法律案（内閣提出に関する報告書）

開折者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕